

市民が主役のまちづくり

～未来への希望溢れる栃木市のために～



栃木市マスコットキャラクター
とち介

栃木市自治基本条例逐条解説書

目 次

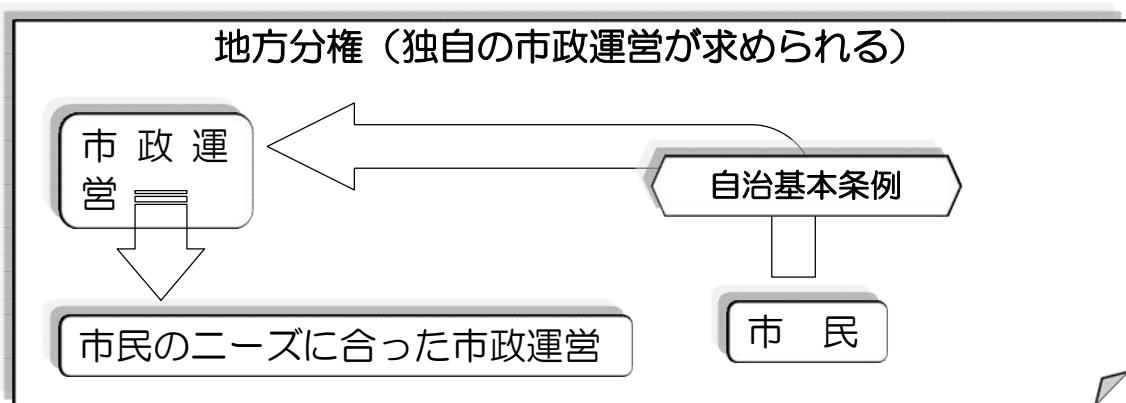
・ 自治基本条例とは何か	1
・ なぜ、自治基本条例が必要なのか	1
・ 自治基本条例で何が変わるのか	2
・ 栃木市自治基本条例制定までの経緯	3
・ 栃木市自治基本条例体系図	4
・ 解 説	5
前 文	5
第 1 章 総則	第 1 条 目的 6
	第 2 条 この条例の位置付け 7
	第 3 条 定義 8
第 2 章 自治の基本理念	第 4 条 10
第 3 章 自治の基本原則	第 5 条 人権尊重の原則 11
	第 6 条 自然との共生の原則 11
	第 7 条 情報共有の原則 12
	第 8 条 参画の原則 12
	第 9 条 協働の原則 12
第 4 章 市民	第 10 条 市民の権利 14
	第 11 条 市民の責務 15
	第 12 条 青少年や子ども 16
	第 13 条 事業者の責務 16
	第 14 条 地域自治 17
	第 15 条 交流 17
第 5 章 議会	第 16 条 議会の権限と責務 18
	第 17 条 議員の責務 19
第 6 章 執行機関	第 18 条 市長 20
	第 19 条 行政委員会等 21
	第 20 条 市職員 21
第 7 章 情報の共有	第 21 条 情報共有 22
	第 22 条 情報公開 23
	第 23 条 個人情報保護 23
第 8 章 参画と協働	第 24 条 参画 24
	第 25 条 協働 24
	第 26 条 住民投票 25
	第 27 条 審議会等 26
	第 28 条 意見募集 27
第 9 章 市政運営	第 29 条 市政運営の基本 28
	第 30 条 総合計画 29
	第 31 条 財政運営 30
	第 32 条 行政評価 30
	第 33 条 外部監査制度 31
	第 34 条 行政組織 31
	第 35 条 法務行政 32
	第 36 条 行政手続 32
	第 37 条 職員施策 33
	第 38 条 出資団体等 33
	第 39 条 危機管理 34
	第 40 条 公益通報 35
	第 41 条 要望等への対応 35
	第 42 条 広域連携 36
	第 43 条 国際交流 36
第 10 章 条例の見直し等	第 44 条 市民会議 37
	第 45 条 条例の見直し 38
附 則	39
・ 付 録	
栃木市自治基本条例素案提言書	40

・自治基本条例とは何か

自治基本条例とは、市民を中心としたまちづくりを行うための基本ルールを定める条例で、その自治体の市政運営の指針となるものであることから「自治体の憲法」とも呼ばれます。

他の自治体では、「まちづくり基本条例」や「市民参加条例」などといった名称で制定されており、市民自治の実現という目的は同じですが、それぞれの自治体のニーズに合わせたものが制定されています。

自治基本条例のイメージ

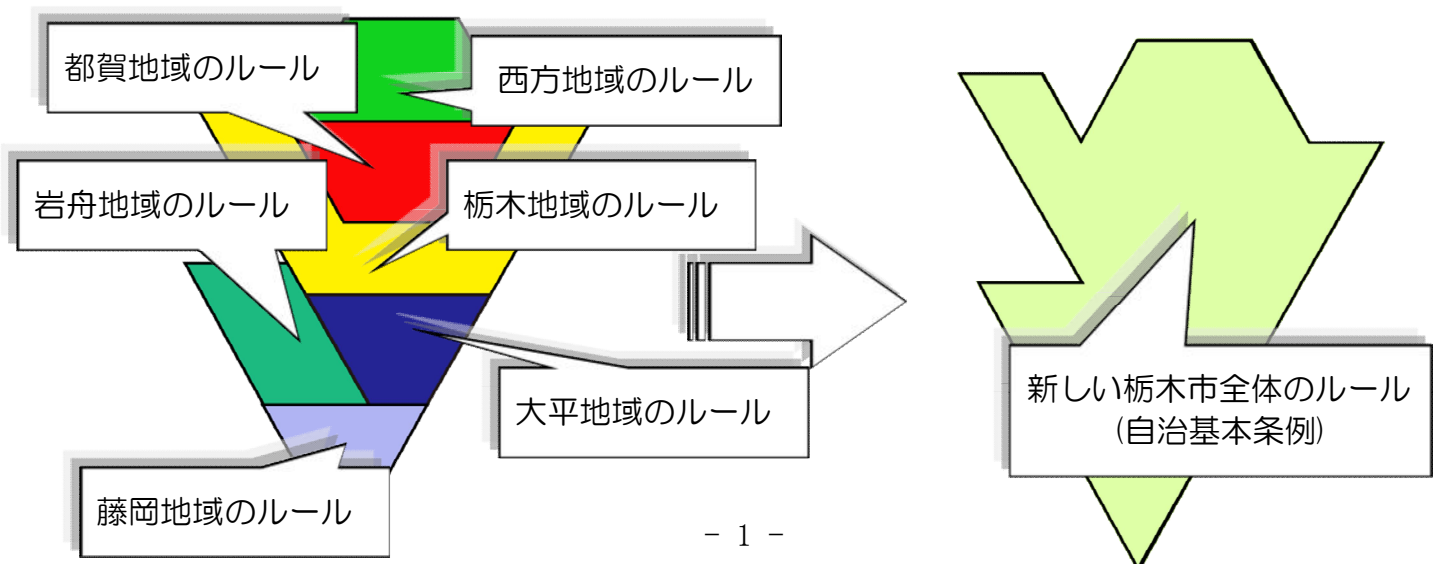


・なぜ、自治基本条例が必要なのか

平成12年から始まった地方分権改革で、各自治体には地域の実情に合った独自性のある自治体運営が求められることになりました。このような地方分権社会において、自立した市政運営や市民参画・協働による市政運営を行っていくには、まちづくりや市政運営の基本ルールを定める自治基本条例が必要となります。

また、栃木市では合併のメリットを最大限に活かすために、各地域それぞれ別のルールで行ってきたまちづくりを、1つの市として一体感をもってまちづくりを行う必要があり、それを行うためにも新市としてのまちづくりの基本ルールが必要です。

まちづくりのルールのイメージ



・自治基本条例で何が変わるのか

栃木市では栃木市自治基本条例によって、市民がまちづくりに参画するための基本的なルールが明確になり、市民の意見も市政に反映されやすくなります。また、行政側がこの条例に基づき情報提供を行ったり、条例を制定したり、市民自治の趣旨に則った市政運営を行うことで、参画するための環境が整備され、市民のより一層の参画が期待されます。

栃木市自治基本条例による効果

市政運営の透明化

行政が多くの情報を市民に提供し、透明性の高い市政運営を行うことで、参画するための材料（きっかけ）を得ることができる

- ・情報公開制度（第22条）
- ・外部監査制度（第33条）
- ・公益通報制度（第40条）

市政に対する意見

市民生活に重大な影響を与える計画や条例などについては、策定前に意見を募集する。また、市民からの要望、意見、苦情等については迅速、誠実に対応する。

- ・意見募集制度（パブリックコメント）（第28条）
- ・要望等への対応（第41条）

審議会等の公募委員

市の設置する審議会等においては原則として委員を一定数以上公募し、市民が審議会等に参加できるようにする。これにより市政運営に市民の直接の意見を反映する。

- ・審議会等における公募委員（第27条）

住民投票

市政の重要事項について、住民の意思を確認するため住民投票の実施を求めることができる。

- ・住民投票制度（第26条）

・自治基本条例制定までの経緯

- 平成 22 年 7 月 ・ 庁議にて基本方針決定
 8 月 ・ 自治基本条例市民会議委員の公募
 10 月 ・ 栃木市自治基本条例市民会議を設置 委員 70 名
 〔 公募 24 名、旧西方町民 4 名、団体推薦 29 名 〕
 〔 市議会 5 名、学識経験者 1 名、市職員 7 名 〕
 平成 23 年 11 月まで 22 回の検討会議を開催し、10 月に 8 回の市民説明会を実施し、条例素案を作成した。
- 平成 23 年 11 月 ・ 自治基本条例市民会議より市長へ栃木市自治基本条例素案を提言
 12 月 ・ 栃木市自治基本条例庁内検討委員会を設置 委員 27 名
 （総務部長 1 名、幹事課長 16 名、関係各課長等 10 名）
 3 回の検討委員会を開催し、条例素案を基に検討を実施し、市としての栃木市自治基本条例(案)を取りまとめた。
- 平成 24 年 1 月 ・ 第 23 回自治基本条例市民会議にて自治基本条例(案)の説明
 ・ 庁議にて自治基本条例(案)決定
 ・ パブリックコメントの実施
 3 月 ・ パブリックコメントや市議会からの意見等を踏まえ、庁内検討委員会にて栃木市自治基本条例(最終案)の調整
 ・ 第 24 回自治基本条例市民会議にて自治基本条例（最終案）並びに、パブリックコメント及び市議会からの意見に対する応答の説明
 4 月 ・ 庁議にて栃木市自治基本条例(最終案)決定
 6 月 ・ 6 月定例議会にて栃木市自治基本条例案を可決
 ・ 栃木市自治基本条例を公布

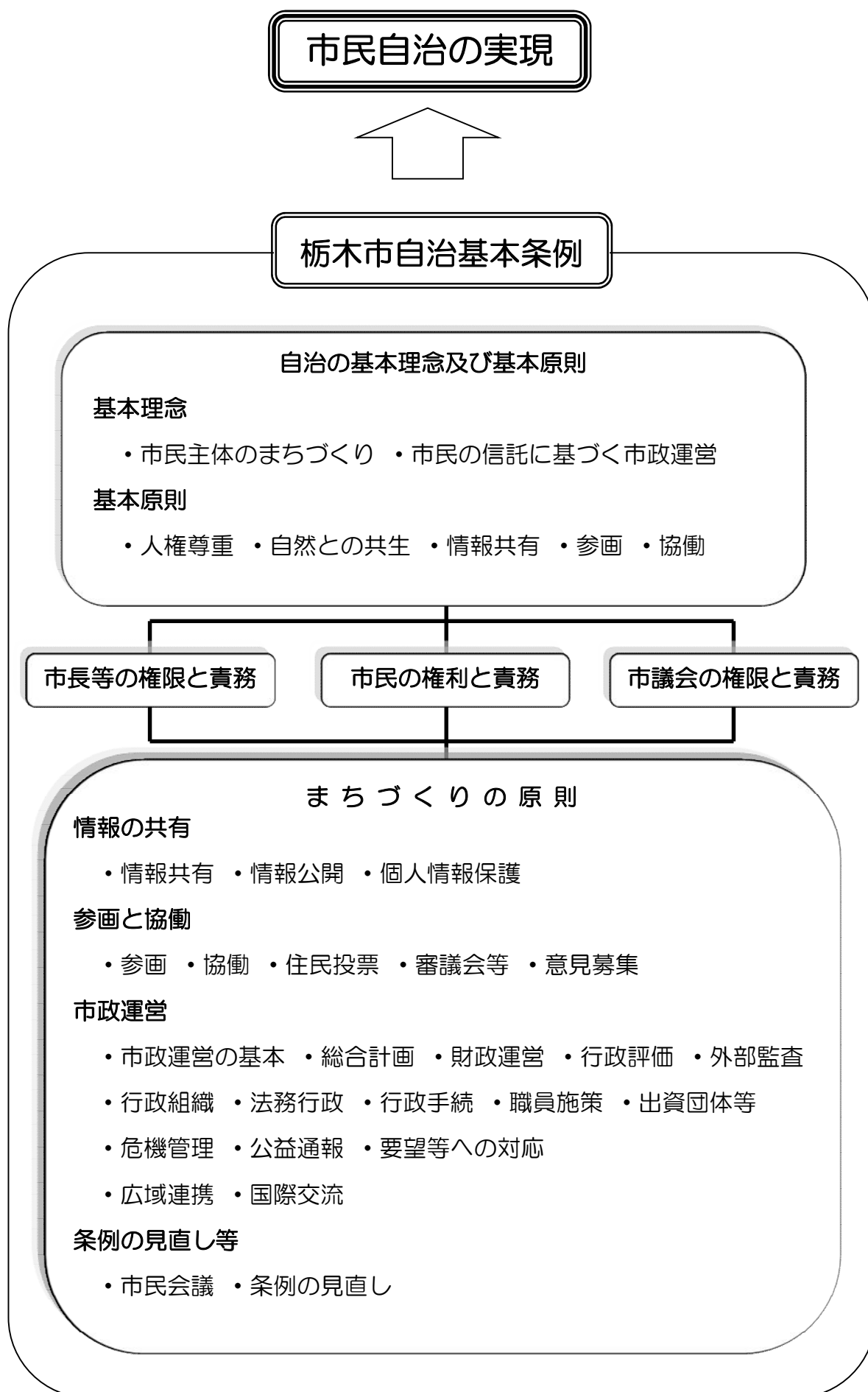


市民会議の風景



市民説明会の風景

・ 栃木市自治基本条例体系図



・ 解 説

前 文

わたしたちのまち栃木市は、栃木県の南部に位置し、太平山などの山々から関東平野を望む、緑豊かなまちです。

山々から湧きいずる悠久の流れが、豊かな田園を育み、広大な渡良瀬遊水地は数多くの動植物が生息する貴重な自然環境を形成しています。また、県名発祥の地としての歴史を有し、市内各所に蔵などの伝統的な建造物が数多く残り、地域の誇りとして大切に保存されています。

このまちに住み、働き、学び、活動するわたしたちは、それぞれの個性や立場を尊重し合い、地域の絆やコミュニティを大切にします。そして、地域の魅力や資源を活かしたまちづくりを推進し、活力に満ちて、住みやすく、誰もが未来への希望溢れる栃木市を創っていきたいと考えています。

そのためには、市政の主権者である市民が、まちづくりや市政に積極的に参画し協働することが大切であり、市民の信託を受けた市長をはじめとする市の執行機関と議会は、その信託の重要性を十分に認識して市政運営に当たる責任があります。

わたしたちは、こうした市民を中心としたまちづくりや市政運営を行うことを「市民自治」と考え、その実現のために、市の自治の最高規範としてこの条例を制定します。

【解説】

前文では、最初に栃木市の概要を、次に栃木市民としての責務とまちづくりに対する考え方、次に市長や市議会の責務について述べています。そして最後に、市民を中心としたまちづくりや市政運営の実現のために、市の自治の最高規範としての「栃木市自治基本条例」を制定することを宣言しています。

現在の栃木市は、平成 22 年 3 月 29 日に旧栃木市、旧大平町、旧藤岡町、旧都賀町が合併して誕生し、その後、平成 23 年 10 月 1 日に旧西方町、平成 26 年 4 月 5 日に旧岩舟町と合併しました。

市内には、それぞれの地域において、先人が守り育ててきた自然、歴史、文化などの貴重な地域資源があります。新生「栃木市」においては、こうした地域の特性を十分に活かしたまちづくりの推進が期待されています。そして、市民を中心としたまちづくりや市政運営を行い、活力に満ちて、住みやすく、誰もが未来への希望溢れる栃木市を創っていかねばなりません。

そのためには、日本国憲法で保障された地方自治の本旨にのっとり、まちづくりの基本ルールを自治基本条例として定めて、市民、市長、市議会が協力・連携していくことが必要です。

○市民自治

「地方自治の本旨」の片翼である「住民自治」のことであり、地方の運営は、その住民の意思によって行われるべきという考え方に基づく自治の形態。

○地方自治の本旨

憲法第 92 条には「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づき、法律でこれを定める。」と規定がある。「地方自治の本旨」は、憲法に直接定義はされていないが、学説では、「住民自治」と「団体自治」が両翼となり構成しているとするものが一般的。

○団体自治

地方の運営は、国とは別の独立した団体（地方自治体）により行われるべきという考え方に基づく自治の形態。

第1章 総則

（目的）

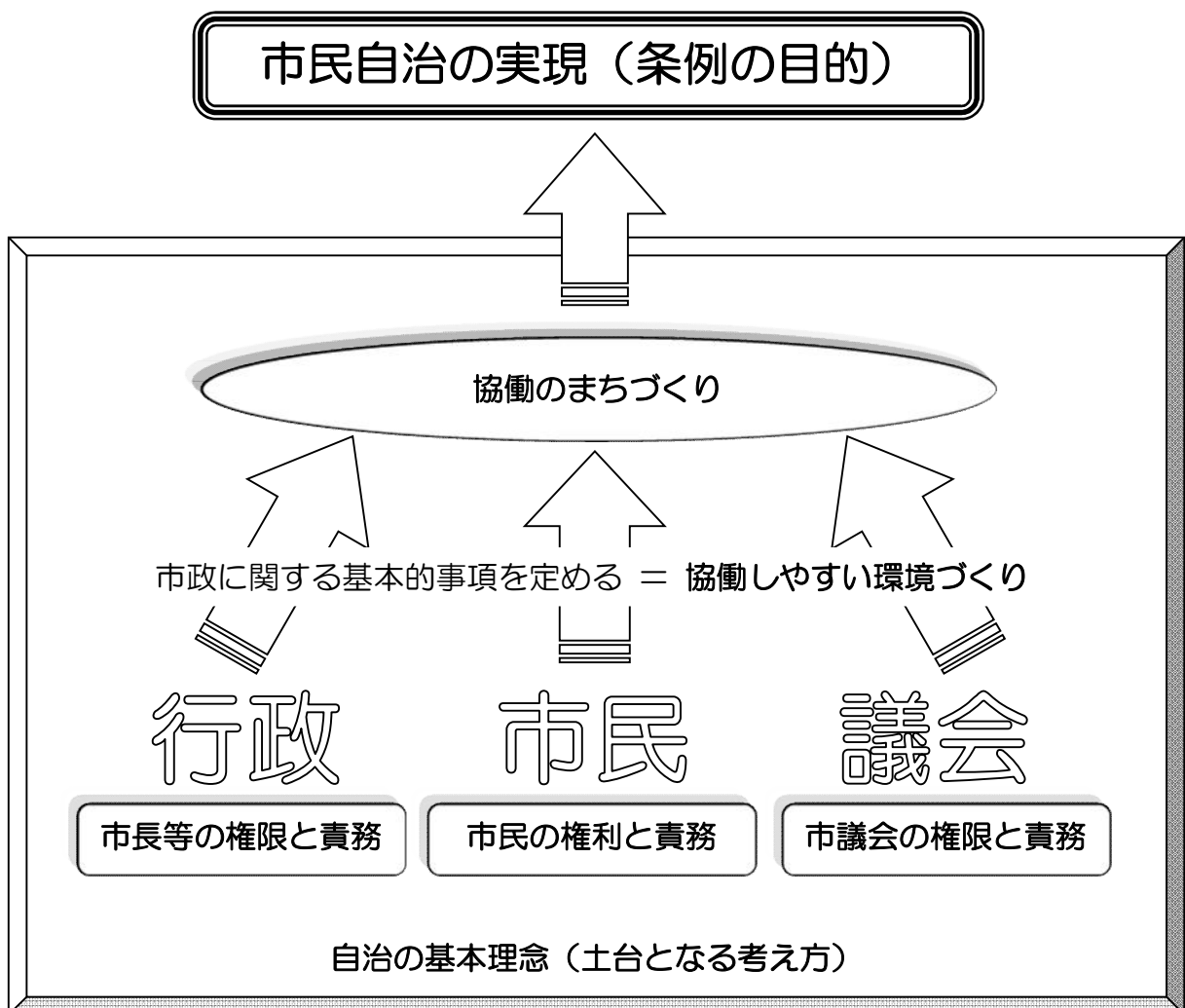
第1条 この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにし、市民の権利及び責務並びに市長等及び議会の権限及び責務を明確にするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、協働のまちづくりを推進し、市民自治の実現を図ることを目的とする。

【解説】

第1条は、この条例の目的が「市民自治の実現」であることを明らかにしています。

これは、条例の制定目的を明確にし、条例の運用・解釈に当たっての基準・指針となるものです。

目的までのフロー（イメージ）



（この条例の位置付け）

第2条 この条例は、本市の自治の最高規範であり、市は、この条例に基づいて市政運営に当たらなければならない。

2 市は、この条例の趣旨にのっとり、市政の推進に向けた基本的な制度の整備に努めるとともに、条例その他の例規並びに計画及び政策の総合的な体系化に努めなければならない。

3 市民、議員、市長等及び市職員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の市民自治の実現に努めなければならない。

【解説】

第2条は、この条例が栃木市の自治の基本となる最高規範として位置付けられていることを定めています。

第1項では、自治について、この条例に基づいて市政運営しなければならないことを定めています。

第2項では、この条例の趣旨に基づく市政運営における制度の整備を求めており、さらに条例や規則、計画や政策はこの趣旨に基づいて体系化するように求めています。

第3項では、自治を担うすべての者（市民、議員、市長及び市職員）が、それぞれの役割と責務を果たすことによって、本市の市民自治の実現に努めなければならないことを定めています。



(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所を置く事業者をいう。
- (2) 事業者 営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を行う団体をいう。
- (3) 市 議会及び執行機関を含めた基礎的自治体としての栃木市をいう。
- (4) 市長等 市長及び行政委員会等をいう。
- (5) 行政委員会等 教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (6) まちづくり 住みやすく、活力ある地域社会をつくること、又はそのために行われる全ての公共的な活動をいう。
- (7) 市政 まちづくりのうち、市民の信託に基づき市が行うものをいう。
- (8) 参画 市民が、まちづくり並びに市の政策の立案、実施及び評価の過程に、責任を持って主体的に関与することをいう。
- (9) 協働 市民と市が、それぞれの責任及び役割に基づいて、対等な立場で連携協力することをいう。

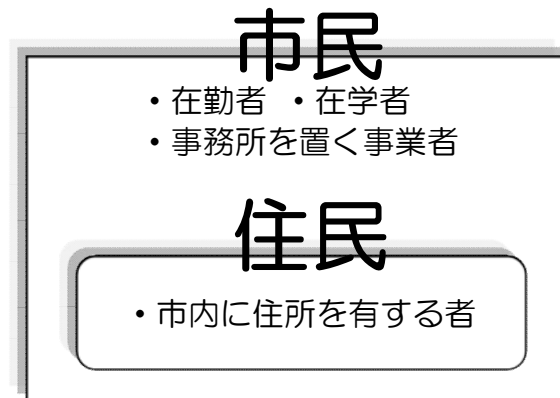
【解説】

第3条は、この条例において、共通認識しておく必要がある重要な用語について、この条例における意味を定めています。

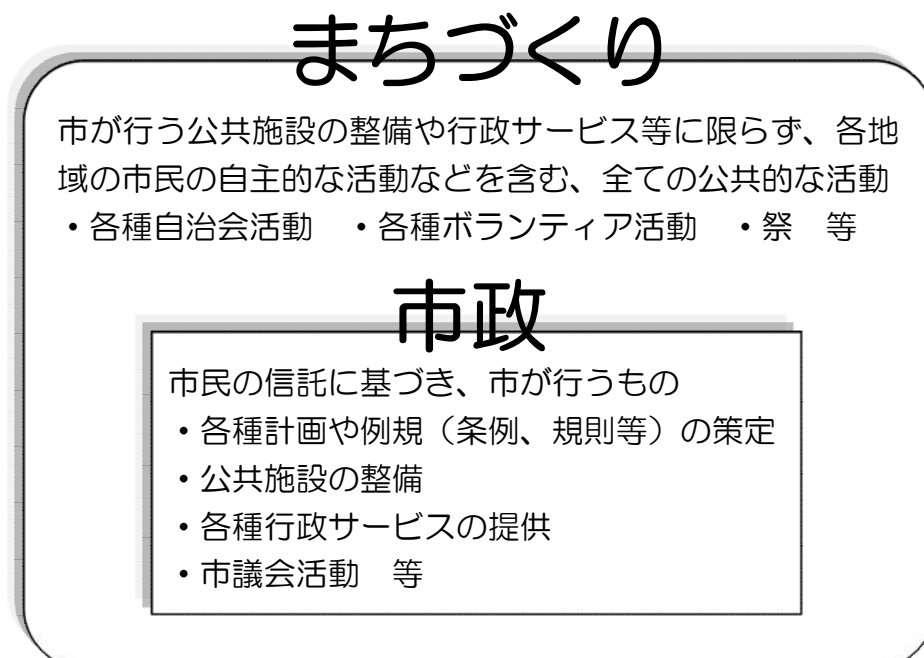
- (1) 地域が抱える課題を解決していくには、そこに住んでいる人だけでなく、幅広い人たちが協力、連携しあうことが重要であるという考えに基づき、「市民」を、市内に住んでいる人（住民）のほか、市内に在勤、在学する人や市内に事務所を置く事業者としています。
なお、この条例では市民の権利や責務についての基本的な内容を定めていますが、同じ市民であっても、住民と市外に住み、在勤、在学する人、市内に事務所を置く事業者とでは、法令等により、おのずと受けられる行政サービスや納税等の責務の内容は異なります。
- (2) (1)の「事業者」とは、営利・非営利、法人・非法人を問わず、何らかの活動を行う団体としています。例えば、市内でボランティア、文化振興、スポーツ等を行う団体も「事業者」に含まれます。
- (3) 「市」という場合には、通常「栃木市」そのものを指す場合や、市長や行政委員会等の執行機関を指す場合がありますが、ここでは、議会と執行機関（市長及び行政委員会等）を合わせて「市」としています。
- (4) 「市長等」とは、市の執行機関である市長及び行政委員会等を指します。
- (5) 「行政委員会等」とは、地方自治法第180条の5第1項、第3項の規定により設置が義務付けられている「教育委員会」、「選挙管理委員会」、「公平委員会」、「監査委員」、「農業委員会」及び「固定資産評価審査委員会」を指します。
- (6) 「まちづくり」とは、市が行う公共施設の整備や行政サービス等に限らず、各地域の市民の自主的な活動などを含む、全ての公共的な活動をいいます。
- (7) 「市政」とは、「まちづくり」の一部であり、市民の信託に基づき、市が行うものをいいます。

- (8) 「参画」とは、「まちづくり」や「市政」に、市民が自らの意思によって主体的に関わり、責任を持って役割を担うという意味を持ちます。
- (9) 「協働」とは、市民と市がそれぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重し目標を共有しながら、対等に協力、連携しあうことをいいます。

市民と住民の関係図



市政とまちづくりの関係図



第2章 自治の基本理念

第4条 市民及び市は、次に掲げる理念により、まちづくりを推進するものとする。
(1) まちづくりは、市民が主体であること。
(2) 市政は、市民の信託に基づくものであること。

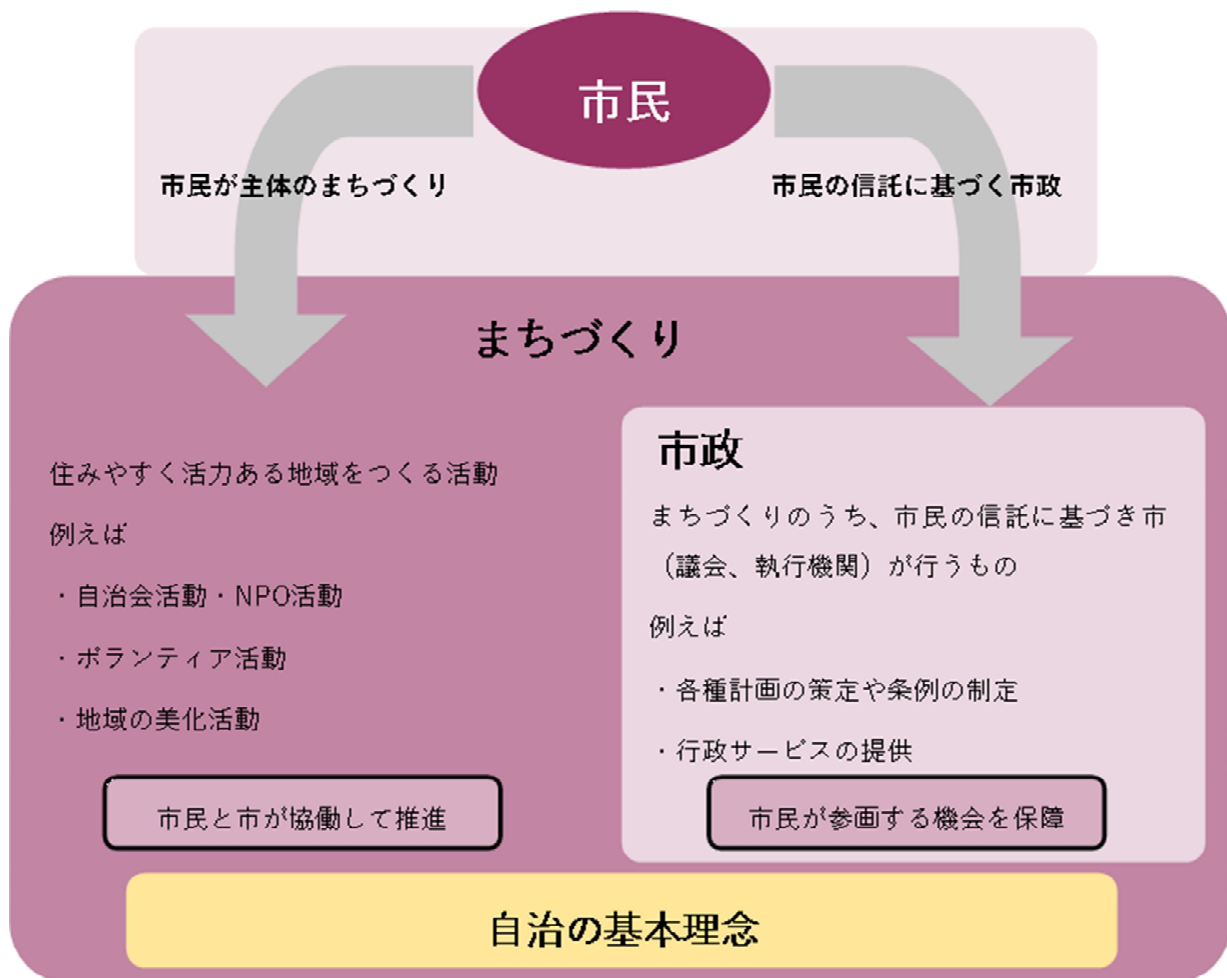
【解説】

第4条は、栃木市の自治における基本的な考え方を定めています。

第1号では、まちづくりの主体は市民であり、市民はまちづくりに対する権利を有するとともに責務を負うこと、第2号では、市政は、市民の信託に基づいて市議会及び執行機関（市長及び行政委員会等）が行うことを基本理念としています。

○信託

本条例においては「市民」を住民に限らず、まちづくりの担い手として広く定義しており、「信託」は、住民の選挙によって市長及び市議会議員が選ばれるということに限らず、信頼して任せるという意味で使用している。



第3章 自治の基本原則

（人権尊重の原則）

第5条 市民及び市は、一人一人の基本的人権を尊重しなければならない。

2 市民は、まちづくりにおいて平等であり、お互いにそれぞれの国籍、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的状況等の違いに配慮し、それぞれの立場を尊重しなければならない。

3 市は、まちづくりに当たって、市民の個性及び能力が最大限に発揮できるよう配慮しなければならない。

【解説】

第5条は、まちづくりにおける人権尊重の原則を定めており、これは日本国憲法の理念の下に、すべての人々が人権を享有し、自立した存在として、それぞれの幸福を最大限に追求することができる平和で豊かな社会の実現が、市民の願いであるという考え方に基づくものです。

第1項では基本的人権の尊重を、改めて定めています。

第2項では基本的人権に基づき、市民はまちづくりにおいても平等であり、それぞれの立場を尊重しなければならないと定め、第3項では、市は市民の個性と能力が最大限発揮できるよう配慮しなければならないと定めています。

○享有

権利や能力などを、生まれながらに身につけて持っていること。

関連条例等

- ・ 栃木市男女共同参画推進条例
- ・ 栃木市いじめ防止対策推進条例

（自然との共生の原則）

第6条 まちづくりは、人と自然との共生を基調として推進しなければならない。

【解説】

第6条は、まちづくりにおける自然との共生の原則を定めており、これは循環型社会の実現のためには、人と自然との共生を基調としたまちづくりが必要であるという考えに基づくものです。環境基本条例の制定や環境都市宣言を行っている栃木市のこれからのまちづくりにおいて、自然との共生は重要な要素の一つだと考えます。

また、これは、「次世代に対する責務」であり、環境基本法の理念「環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会」の構築にもつながります。

○循環型社会

限りある資源を効率的に利用し、再利用、再生利用等を行いながら、将来に渡り、持続可能な形で循環しながら利用していく社会。

○人と自然との共生

人が自然を一方的に利用し負荷をかけるのではなく、人は自然の恵みによって生きていることを再認識し、自然との調和の中で生きていくこと。

関連条例等

- ・ 栃木市環境基本条例
- ・ 栃木市環境都市宣言

（情報共有の原則）

第 7 条 まちづくりは、市民と市が情報を共有して推進しなければならない。

2 市が保有する情報は、市民と市が共有する財産である。

【解説】

第 7 条は、まちづくりにおける情報共有の原則を定めており、これは市民と市がまちづくりに関する情報を共有することが協働のまちづくりや市民参画の前提となるという考えに基づくものです。

第 1 項では、まちづくりを行うにあたって、市民と市の情報共有を求めており、第 2 項では、その前提として、市の情報は、市のみではなく、市民の財産でもあるという考えを改めて定めるものです。

この原則に基づき、第 21 条（情報共有）第 22 条（情報公開）や第 23 条（個人情報保護）を定めています。

（市民参画の原則）

第 8 条 市政は、市民の参画が保障されていなければならない。

2 市は、市政に市民の参画を図るための取組を積極的に推進しなければならない。

【解説】

第 8 条は、市民自治の実現には市政への市民参画が必要不可欠であるという考えに基づき、まちづくりにおける市民参画の原則を定めています。

第 1 項では、市民には、参画の機会が保障されていることを定めており、第 2 項では、市民が市の政策の立案、実施及び評価の過程に主体的に関与できるよう、市はこれらの取組を積極的に推進しなければならないこととしています。

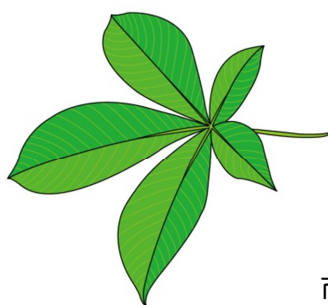
この原則に基づき、第 24 条（参画）等を定めています。

（協働の原則）

第 9 条 まちづくりは、市民と市が協働して推進しなければならない。

【解説】

第 9 条は、まちづくりにおける協働の原則を定めており、これはまちづくりは、市民や市それぞれが行うのではなく、市民と市が協働して推進するという考えに基づくものであり、この原則に基づき、第 25 条（協働）等を定めています。



市の木 トチノキ

市 民 自 治

市民自治を実現するための5つの約束

人権尊重の原則

市民はまちづくりにおいて平等であり、それぞれの立場を尊重しなければならない。

【関係条文】 第11条（市民の責務）第1号

自然との共生の原則

まちづくりを行うにあたって、自然環境への影響に配慮し、人と自然との共生を基調としなければならない。

【関係条文】 第11条（市民の責務）第3号
第29条（市政運営の基本）第5号

情報共有の原則

市政の情報は市民参画や協働の材料（きっかけ）となるため、まちづくりを行うにあたって、市民と市は情報共有しなければならない。

【関係条文】 第10条（市民の権利）第3号、第21条（情報共有）
第22条（情報公開）、第23条（個人情報保護）

市民参画の原則

まちづくりにおいて市民参画は必要不可欠であり、市民には参画の機会が保障されていなければならない。

【関係条文】 第10条（市民の権利）第4号、第24条（参画）

協働の原則

まちづくりは、市民や市それぞれが行うのではなく、市民と市が協働して推進するものでなければならない。

【関係条文】 第25条（協働）

第4章 市民

（市民の権利）

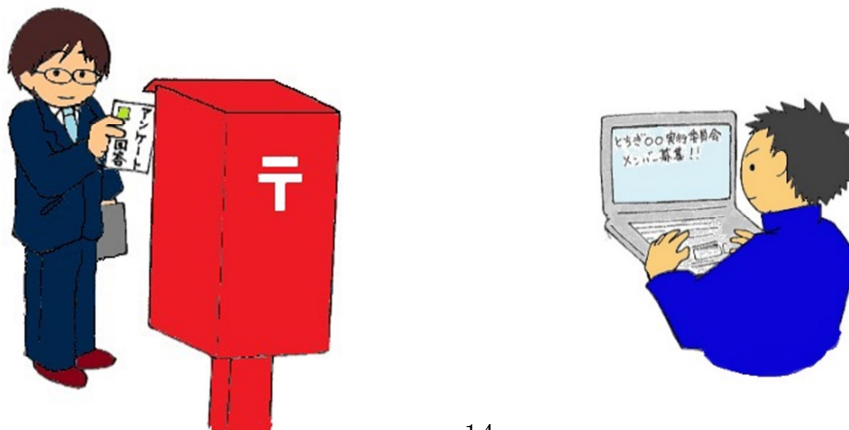
第10条 市民は、次に掲げる権利を有するものとする。

- （1） 個人又は個別の事業者として尊重され、快適な環境で、安全で安心して生活を営む権利
- （2） 行政サービスを受ける権利
- （3） 市政に関する情報を知る権利
- （4） まちづくり及び市政に参画する権利
- （5） 市に対して意見、提案等を表明する権利
- （6） 市に対して、自己に関する個人情報の開示、訂正、利用停止等を求める権利

【解説】

第10条は、この条例の目的達成のために、市民に保障されるべき権利を定めており、これは、第11条（市民の責務）に対応しています。

- （1） 市民の権利として、最も基本的な権利を確認する意味を込めて定めています。
- （2） 地方自治法第10条第2項で保障されている「住民の権利」を踏まえて、市民は対象となる行政サービスを等しく受ける権利があることを明確にしています。
ただし、行政サービスは、それぞれの法令等により対象者やサービスの内容等が定められている場合があり、この権利は全ての市民があらゆる行政サービスを無条件に等しく受けることができるという意味ではありません。
- （3） 第7条（情報共有の原則）第2項において、市民と市の共有財産として定められている市政に関する情報について、市民の知る権利を定め、それを第21条（情報共有）や第22条（情報公開）において保障しています。
- （4） 第8条（市民参画の原則）では市政に対する市民参画の原則を定めていますが、ここでは、市民の権利として、まちづくりや市政に責任をもって主体的に関与できることを定め、それを第24条（参画）、第29条（市政運営の基本）等において保障しています。
- （5） 市政への参画の具体的な手段である意見、提案等の表明を、市民の権利として定め、それを第26条（住民投票）、第27条（審議会等）、第28条（意見募集）等において保障しています。
- （6） 個人情報保護の観点に基づき、市民の個人情報の管理についての権利を定めており、第23条（個人情報保護）において保障しています。



（市民の責務）

第11条 市民は、次に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 基本的人権を尊重し、個人としての尊厳を侵さない責務
- (2) 自らがまちづくりの主体であることを自覚し、市民自治を推進する責務
- (3) 人と自然との共生を基調としたまちづくりを推進し、自然環境の保全に努める責務
- (4) 次世代に配慮し、持続可能な地域社会の実現に努める責務
- (5) まちづくり及び市政への参画に関し、責任ある発言及び行動に努める責務
- (6) 市政運営に伴う負担を分かち合う責務

【解説】

第11条は、市民が自治における責務を有することを定めており、これは、第10条（市民の権利）に対応しています。この場合の「責務」とは、違反した場合に罰則が科せられるような強制的な「義務」ではなく、市民の主体的な意思と良心に基づく「責務」のことをいいます。

- (1) 第5条（人権尊重の原則）に基づく責務であり、まちづくりに限らず、市民として基本的人権の尊重に努めることを改めて定めています。
- (2) 第2条（この条例の位置付け）、第2章（自治の基本理念）に基づく責務であり、市民による協働や参画等の積極的な市民自治の推進を求めています。
- (3) 第6条（自然との共生の原則）に基づく責務であり、自然環境に配慮した循環型社会の構築には市民の協力が必要不可欠との考えに基づくものです。
- (4) 持続可能な地域社会とは自然環境への負担を将来世代に残さないという意味のみではなく、地域社会の将来を担う次世代を育成し、地域コミュニティを維持していくなど、広い意味での持続可能な地域社会を指しています。
- (5) 第8条（参画の原則）、第9条（協働の原則）に基づく責務であり、市民がまちづくりに参画し、協働するに当たっては、自らが自治の主体であることを自覚し、自らの発言や行動に責任を持つことが自治の基本であるということを定めています。
- (6) 行政サービスを含めた市政運営に伴う負担を分かち合うことを定めています。この場合の「負担」とは、市政運営の財源となる税金等のみに限らず、上下水道料金や各種施設の使用料等、そして参画や協働に伴う労力等も含め、幅広く捉えています。



（青少年や子ども）

第12条 青少年や子どもは、それぞれの年齢等に応じた関わり方でまちづくりに参画する権利を有する。

2 市民及び市は、青少年や子どもが、安全で安心して健やかに育つ環境の整備に努めなければならない。

【解説】

第12条は、将来の栃木市を担う、青少年や子どもを市民として大切にするという栃木市の強い思いと姿勢を示すために、あえて青少年や子どもについて定めています。

第1項は、参画や協働の機会が限られる青少年や子どもにも、市民としてそれぞれの年齢等に応じて、まちづくりに参加する権利を保障することを定めています。ここでの年齢等に応じた関わり方とは、市政に対して意見を表明するなどの直接的な関わり方に限らず、各種ボランティアや地域でのごみ拾いの奉仕活動など様々なものが想定されており、それにより本来の青少年や子どもの活動を妨げるようなものではありません。

第2項は、青少年や子どもを取り巻く環境の悪化が指摘されている中、家庭や学校だけでなく、市全体で青少年や子どもが健全に育まれる環境の整備に努めなければならないことを定めています。

なお、令和4年4月、民法の成年年齢改正に合わせて、第1項及び第2項の「満20歳未満の青少年や子ども」を「青少年や子ども」へ改正しました。（令和3年条例第64号・一部改正）

関連条例等

・ 栃木市子ども・子育て会議条例

（事業者の責務）

第13条 事業者は、その活動を行うに当たり、自然環境及び生活環境に配慮し、地域との調和を図り、住みやすく、活力ある地域社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

【解説】

第13条では、第11条（市民の責務）とは別に、事業者に対して特別な責務を定めています。

環境への配慮については、市民の責務として定められているものですが、事業活動が環境に与える影響はより大きいことを考慮して、特に事業者は自然環境や生活環境に配慮することとしています。

また、事業者の社会参加についても、市民や市と協働しながら、地域との調和を図るよう努めることを定めています。

(地域自治)

第14条 市民は、自主的な意思によって、身近な地域のまちづくりに取り組み、地域自治の推進に努めなければならない。

2 市は、市民による地域自治に関する活動について、その自主性及び自立性を尊重するとともに、必要な支援を行わなければならない。

【解説】

第14条は、身近な地域のまちづくりについて定めています。なお、この場合の地域とは、自治会、小学校区、中学校区など、まちづくりの広がりによって異なるものと考えており、その範囲を限定したものではありません。

第1項では、活力に満ち住みやすい地域をつくっていくために、市民が身近な地域のまちづくりに積極的に取り組むことを求めています。

第2項は、市は、地域自治を進めていくために必要な支援を行わなければならないことを定めています。

関連条例等

- ・ 栃木市地域づくり推進条例
- ・ とちぎ市民活動推進センター条例

(交流)

第15条 市民は、様々な活動を通じて市外の人々と積極的な交流を図ることが期待され、その経験をまちづくりに活かすよう努めるものとする。

【解説】

第15条は、市外の人々との交流を通して得た経験をまちづくりに活かすことについて定めています。

まちづくりとは、地道な経験と情報の収集の積み重ねから始まるものであり、市外の人々との交流を通じた経験は、まちづくりにおいて大変貴重な財産です。そこで、市民にはその経験をまちづくりに活かすことが求められています。



第5章 議会

（議会の権限と責務）

- 第16条 議会は、市の重要な意思決定、市政運営に関する監視及び評価、政策の立案等を行う。
- 2 議会は、その権限を行使するに当たり、市民の意思を適切に反映させなければならない。
- 3 議会は、市民との情報の共有化を図るとともに、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく説明し、開かれた議会運営に努めなければならない。
- 4 議会は、全ての会議（委員会及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第12項の規定による協議又は調整を行うための場を含む。）を原則として公開しなければならない。
- 5 議会は、市民の意見を議会活動に反映させるため、公聴会の開催その他必要な措置を講じなければならない。
- 6 その他議会に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

第16条は、栃木市議会の権限と責務について定めています。

第1項では、市民の代表者からなる議会が、市民自治において果たす役割を定めており、第2項では、その役割を果たすうえで、市民の意思の反映に努めることを定めています。

第3項では、第10条（市民の権利）第3号に基づき、議会が市民への説明責任を有していることから、開かれた議会運営を求めている。第4項では、そのために、議会の全ての会議（本会議、委員会、地方自治法100条第12項の規定による協議又は調整を行うための場）を原則公開しなければならないことを定めています。

第5項は、議会は市民の意見を反映させるために、公聴会などを行わなければならないことを定めています。その他必要な措置については「栃木市議会基本条例」において、請願及び陳情の提案者の意見を聴く機会、市民との意見交換の場を設けることを定めています。

第6項では、議会に関して、必要な事項は別に条例で定めることとしており、より詳細な規定は「栃木市議会基本条例」で定めています。

○本会議

市議会の定例会、臨時会において議員全員で行う会議を指す。

○委員会

特定の議員において構成する常任委員会、議会運営委員会、特別委員会を指す。

○地方自治法100条第12項の規定による協議又は調整を行うための場

栃木市議会会議規則第152条において規定する議員全員協議会、各会派代表者会議、議員研究会を指す。

○栃木市議会基本条例

平成23年4月1日施行

関連条例等

- ・ 栃木市議会基本条例
- ・ 栃木市議会政治倫理条例



市の花 アジサイ

（議員の責務）

第17条 議員は、市民の信託に応え、法令の定めるところにより公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に努めなければならない。

3 議員は、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会運営に反映させなければならない。

4 その他議員に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

第17条は、栃木市議会議員としての責務を定めています。

第1項は、自治の基本理念にのっとり、議員の役割について定めています。

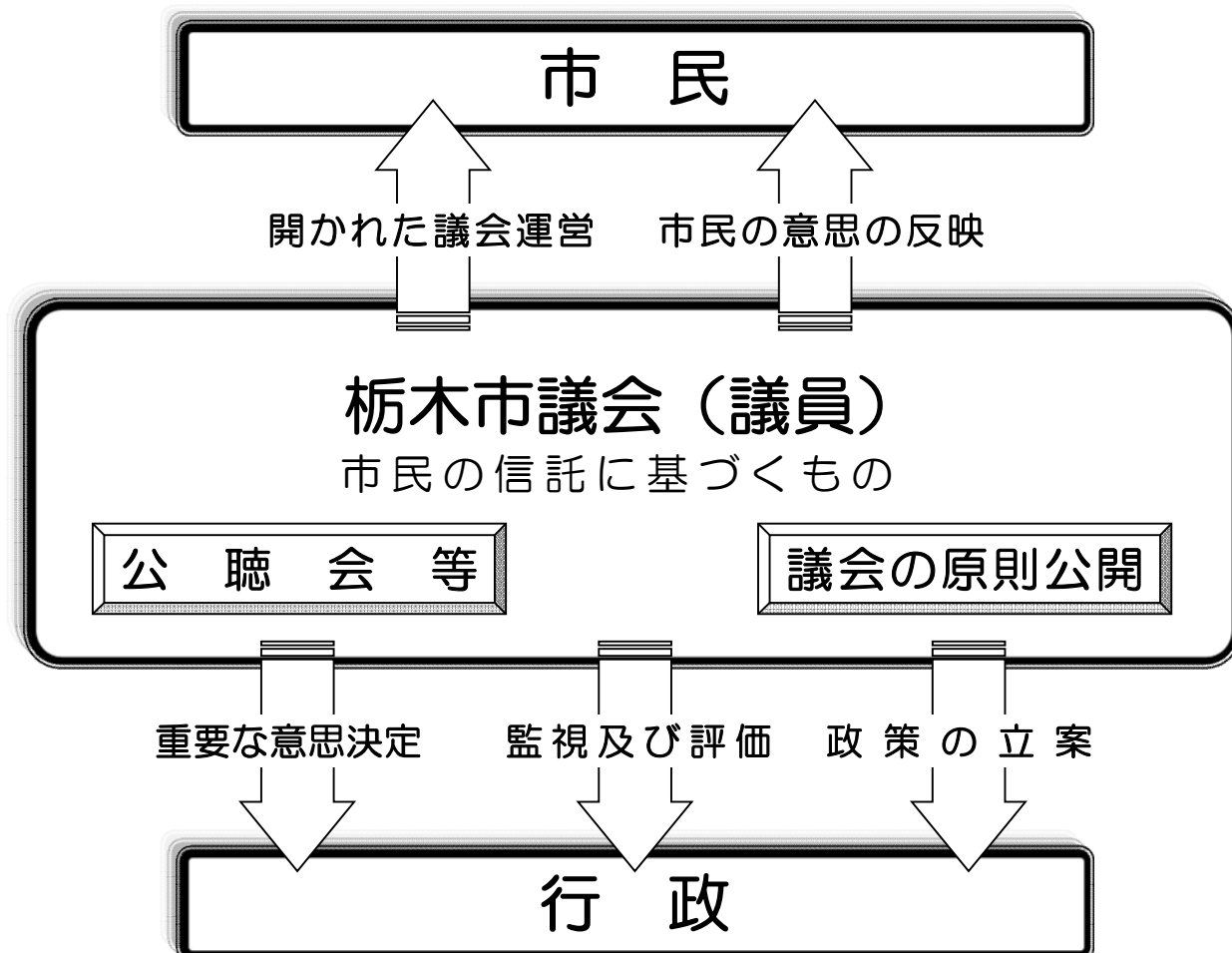
第2項は、議会が第16条（議会の権限と責務）第3項、第4項の責務を負うことと同様に、議員にも市民に対する説明責任があり、それを果たすために市民に開かれた議会運営が求められています。

第3項では、議会が第16条第2項の責務を果たすために、議員は市民の意見を市政等に反映させる責務があることを定めています。

第4項では、議員に関して、必要な事項は別に条例で定めることとしており、より詳細な規定は「栃木市議会基本条例」で定めています。

関連条例等

- ・ 栃木市議会基本条例
- ・ 栃木市議会政治倫理条例



第6章 執行機関

(市長)

第18条 市長は、市民の信託に応えるため、指導力を発揮するとともに、法令の定めるところにより公平、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。

2 市長は、この条例の自治の基本理念にのっとり、市民自治の実現に努めなければならない。

3 市長は、就任に当たっては、市民自治を実現するため、本市の代表者として公平、公正かつ誠実に職務を遂行することを宣誓しなければならない。

4 その他市長に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

栃木市を統轄する市長は、市民から直接選挙によって選ばれた市の代表という地位にあり、市長以外の執行機関に比べて責任が重いことから、第18条として、市長の権限と責務について特別に定めています。

第1項では、市長には市民の信託を受けた者として、また市政を代表する者として、市政運営全般を、公平、公正かつ誠実に遂行することが求められます。

第2項では、市長には栃木市の代表者としてこの条例の自治の基本理念にのっとり、市民自治の実現に向けた市政運営が求められています。

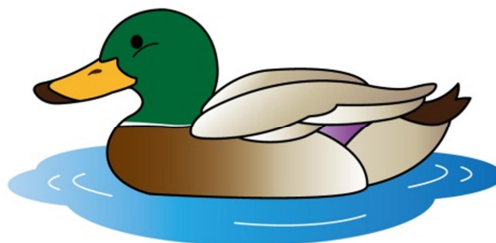
第3項では、市長は、就任時に、市民自治の実現に努めることを市民に対して宣誓しなければならないこととしています。

宣誓は「市長の就任の宣誓に関する要領」により実施しており、市長就任後最初の市議会で宣誓を行っています。

第4項では、市長に関し必要な事項は別に定めることとしており、現在は、栃木市長等政治倫理規範を定めています。

関連条例等

- ・市長の就任の宣誓に関する要領
- ・栃木市長等政治倫理規範



市の鳥 カモ

（行政委員会等）

第19条 行政委員会等は、その職務に応じて、市長と同様の責務を負い、法令の定めるところにより公平、公正かつ誠実に職務を遂行し、市長及び他の行政委員会等と協力連携して、市政運営に当たらなければならない。

【解説】

第19条は、その他の執行機関である教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の責務について定めています。

（市職員）

第20条 市職員は、市民全体の奉仕者として、市民自治の実現のため、法令の定めるところにより公平、公正かつ誠実に職務を遂行し、市民の信頼獲得に努めなければならない。

2 市職員は、職員間の連携を密にし、効率的かつ効果的に職務を遂行しなければならない。

3 市職員は、職務遂行に当たって、必要な知識の習得、創意工夫、技能向上等に努めなければならない。

4 市職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、地域のまちづくりに積極的に参画するように努めなければならない。

【解説】

地方分権が進む中、市が自らの責任と創意工夫の下で行う業務が、これまで以上に複雑多岐にわたっており、このような状況に的確に対応するため、第20条では、市の職員の責務について定めています。

第1項では、市職員は、市民全体の奉仕者として、法令やこの条例等を遵守しながら公平、公正かつ誠実に職務を遂行することを定めています。

第2項では市職員に、組織内はもとより組織間の連携を図ることで、効率的、効果的に職務を遂行することを求めています。

第3項では、職務に取り組むに当たり、必要な知識や能力の向上に努め自己研さんすることが求められています。

第4項では、市職員は、一人の職員であるとともに地域の一員として、積極的に地域のまちづくり活動に協力するように定められており、そういった活動を通して、より一層の市民の信頼獲得に努めることが求められています。



第7章 情報の共有

（情報共有）

第21条 市は、市が保有する情報は、市民と市が共有する財産であるとの認識のもとに、まちづくり及び市政に関する情報を積極的に公表し、市民に分かりやすく説明しなければならない。

2 市は、まちづくり及び市政に関する情報の共有化を推進するため、次に掲げる制度の整備に努めなければならない。

- (1) 市の情報を分かりやすく提供する制度
- (2) 市の会議を公開する制度
- (3) 市民の意見、提言等を市政に反映させる制度

【解説】

第21条は、第7条（情報共有の原則）に基づき、市の責務として情報共有を定めるものです。

第1項は、第7条第2項における、情報は市民と市が共有する財産であるという前提のもと、まちづくりや市政に関する積極的な情報提供と、分かりやすい説明を求めている、第2項では、そのための仕組みとして必要な制度の整備を求めています。

情報共有の原則

情報は市民と市が共有する財産

市の情報を分かりやすく提供する制度

市の会議を公開する制度

市民の意見、提言等を市政に反映させる制度

市の情報は
みんなのもの



（情報公開）

第 22 条 市は、市民の市政に関する情報を知る権利を保障するとともに、市民に対する説明責任を果たすため、市が保有する情報を積極的に公開しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市が保有する情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

第 22 条は、市が保有する市政に関する情報の公開について定めており、これも、第 7 条（情報共有の原則）に基づくものです。

第 1 項では、市民の知る権利を保障するとともに、市民に対する説明責任を果たすために、市は市政に関する情報を積極的に公開することとしており、「栃木市広報紙発行規則」により広報紙を発行し市の情報を提供しています。

第 2 項では、情報公開に関して、別に条例で定めることとしており、より詳細な規定は「栃木市情報公開条例」で定めています。

関連条例等

- ・ 栃木市情報公開条例
- ・ 栃木市広報紙発行規則

（個人情報保護）

第 23 条 市は、自己に関する個人情報の開示、訂正、利用停止等を求める権利を保障し、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、市の保有する個人情報の保護を図らなければならない。

2 市民は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の保護に配慮しなければならない。

【解説】

情報の公開、提供は、参画と協働のまちづくりに欠かせないものですが、個人に関する情報が厳重に保護されていることが前提となりますので、第 23 条では、市が保有する個人情報の取扱いについて定めています。

第 1 項では、第 10 条（市民の権利）第 6 号を担保し、個人情報の保護に努めることを定めています。

第 2 項では、市民にも個人情報の保護の重要性を認識してもらい、個人情報の保護に配慮し、市の個人情報保護に関する施策に協力することを求めています。

令和 5 年 3 月まで、第 3 項「第 1 項に定めるもののほか、市が保有する個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。」という条文がありました。それまでは、必要な事項は「栃木市個人情報保護条例」で定めていましたが、令和 5 年 4 月からは、国の「個人情報の保護に関する法律」が地方自治体にも適用され、法のもとでの全国共通の個人情報保護に係る統一基準を設けることとなりました。それに伴い、「栃木市個人情報保護条例」を廃止し、「栃木市個人情報の保護に関する法律施行条例」を施行することになり、自治基本条例から委任された個人情報に関する条例がなくなることから、第 3 項は削除しました。それにより、栃木市独自の規定は無くなりましたが、引き続き、第 1 項及び第 2 項に基づく個人情報の適切な取扱いをすることが求められます。

関連条例等

- ・ 栃木市個人情報の保護に関する法律施行条例

第8章 参画と協働

（参画）

第24条 市は、市民参画を実現するため、市民がまちづくり及び市政に参画する機会を保障し、参画のための手続を明確にしなければならない。

2 市は、市民がまちづくり又は市政に参画しない、又は参画できないことによって、不利益を受けることのないように努めなければならない。

【解説】

第24条は、参画について市に求められる責務を定めており、これは、第8条（参画の原則）に基づくものです。

第1項では、市には市民がより参画しやすい環境を整備するため、市民の参画する機会を保障し、参画のための手続きを明確にするよう求められています。

市では、審議会等に市民から公募する委員を原則入れること及び募集手続等を定めた「審議会等の設置及び運営に関するガイドライン」を制定しています。

第2項では、参画しない又は子育てや仕事などの理由で参画できない市民が不利益を受けることがないように配慮することを求めています。

関連条例等

- ・ 栃木市審議会等の設置及び運営に関するガイドライン

（協働）

第25条 市民及び市は、まちづくりを推進するため、協働しなければならない。

2 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するため、必要な支援を行わなければならない。

【解説】

第25条は、市民と市の協働について定めており、これは、第9条（協働の原則）に基づくものです。

第1項では改めてまちづくりのために、市民と市に協働することを求めています。

第2項では、市は、市民の自発的な意思に基づいて行われるまちづくり活動を支援することとしています。市では、例えば栃木市市民協働まちづくりファンドを設置し、補助事業を通じて支援を行っています。

○ 栃木市市民協働まちづくりファンド

市民の主体的参加による公益的な市民活動を推進する事業の財源に充てるため、設置された基金。

関連条例等

- ・ 栃木市市民協働まちづくりファンド条例
- ・ とちぎ市民活動推進センター条例

（住民投票）

第 26 条 市長は、市政に係る重要事項について、直接住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。

2 議員及び市長の選挙権を有する住民の総数の 6 分の 1 以上の連署をもって、市長に対し、住民投票の実施を請求することができる。

3 市長は、前項の規定による請求があったときには、速やかに住民投票を実施しなければならない。

4 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、住民投票の請求及び実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

第 26 条は、住民投票に関する基本的な考え方について定めています。住民投票は間接民主制度を補い、多くの住民の意向を直接把握し、市民参画を制度として保障する仕組みです。

住民投票を実施するには、案件ごとに個別の住民投票条例を議会の審議を経て制定する場合もありますが、栃木市においてはこの第 26 条を基に常設型の住民投票制度の設置を定め、要件を満たせば住民投票を実施できる環境を整備しています。

第 1 項では、市長は住民の意思を確認するために住民投票を実施することができることを規定しています。

第 2 項では、選挙権を持つ住民の総数の 6 分の 1 以上の連署をもって住民投票の実施を請求できるとしたうえで、第 3 項では、この請求があったとき、市長は、速やかに住民投票を実施しなければならないこととしています。

第 4 項では、市は、この住民投票の結果を尊重することとしており、法的拘束力を持たない住民投票の結果を、市民の意思として尊重することとしています。

第 5 項では、住民投票に関して、別に条例で定めることとしており、より詳細な規定は「栃木市住民投票条例」で定めています。

関連条例等

- ・ 栃木市住民投票条例

住民投票の手続きの流れ

選挙権を持つ住民の総数の 6 分の 1 以上の連署をもって住民投票の実施請求



市は速やかに住民投票を実施



市は、住民投票の結果を市民の意思として尊重



（審議会等）

第27条 市は、審議会等（法第138条の4第3項に定める附属機関及び任意設置の附属機関をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、市民の意見をより広く市政に反映させるとともに、市民の参画及び市民と市の協働を推進するため、委員及びその他の構成員（以下「委員等」という。）の一定数以上を公募しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募によらず審議会等の委員等を委嘱することができる。

（1）法令の規定により委員等の構成が定められている場合

（2）認定、判定、推薦等を行うために設置した審議会等で専ら高度な専門性を有する事業又は個人情報等を取り扱う場合

3 市は、審議会等の設置に当たっては、委員等の男女比、年齢構成及び地域構成に配慮しなければならない。

4 市は、審議会等の会議については、原則として公開しなければならない。

5 第1項から第3項に定めるもののほか、委員等の公募については、別に定める。

【解説】

第27条は、審議会等（審議会、審査会、調査会、各種委員会等）の委員の公募等について定めています。

審議会等は、執行機関の要請に応じて審議・審査・調査等を行うものでありますが、市民参画の理念に基づき、その過程で市民の意見等を反映するために公募委員を選任することが必要であると考えます。

第1項では、審議会等の委員の人数や性質は様々なため、一律で公募委員の比率や人数を定めることはできませんが、一定数以上を公募しなければならないことを定め、審議会等に必ず一人は公募委員が含まれ、市民の意見が反映されることを求めています。

第2項では、例外として、公募委員を含めない場合の条件を定めています。

第3項では、審議会等の委員の構成において、男女比や年齢構成に配慮しなければならないことを定めています。

第4項では、審議会等は市議会の会議と同様、原則公開であることを定めています。

第5項では、委員等の公募に関して、審議会等毎に個別の募集要項を定めることとしています。

なお、市では本条の規定を踏まえ、委員の公募や会議の公開を定めた「栃木市審議会等の設置及び運営に関するガイドライン」に沿って運用しています。

関連条例等

・ 栃木市審議会等の設置及び運営に関するガイドライン



（意見募集）

第28条 市は、次に掲げる事項のうち、市民生活に重大な影響を及ぼすものについては、市民に当該事項に関する情報を事前に提供し、意見を求めなければならない。

- (1) 条例の制定、改正又は廃止
- (2) 計画の策定、変更又は廃止
- (3) 施策の実施、変更又は廃止

2 市は、前項の手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する市の考え方を公表し、説明しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、意見募集に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

第28条は、市民の市政への参画の機会を保障するための制度である意見募集制度（パブリックコメント）等について定めています。

第1項では、市民生活に重大な影響を及ぼす計画、条例、施策に関して意見を募集することを定めています。

第2項では、市に対して、単に意見募集を行うだけではなく、提出された市民の意見を十分に考慮し、対応することを求めています。

第3項では、意見募集の手続きに関しては、別に条例で定めることとしており、より詳細な規定は、「栃木市パブリックコメント手続条例」で定めています。

○パブリックコメント

行政が施策などについて意思決定を行う前に、広く市民からの意見を募り、意思決定に反映させることを目的とした制度。市民から寄せられた意見は、とりまとめた上で、市としての見解を添えて公表することになっている。

関連条例等

・ 栃木市パブリックコメント手続条例



第9章 市政運営

（市政運営の基本）

第29条 市は、市政運営に当たり、次に掲げる事項に十分配慮しなければならない。

- (1) 市民の福祉の増進に努めるとともに、市民の意見が反映されるよう努めること。
- (2) 公平、公正を確保し、かつ透明性の高い事務執行に努めること。
- (3) 最少の経費で最大の効果を上げるよう努めること。
- (4) 地域における資源を最大限に活用するよう努めること。
- (5) 持続可能な循環型社会を築くよう努めること。
- (6) 行政改革の計画的な推進に努めること。
- (7) 全ての市民が共有できる簡素で分かりやすい行政制度の構築に努めること。
- (8) 市が保有する財産は、次世代に引き継がれる市民共通の財産であることを認識し、効率的かつ効果的な管理及び活用に努めること。

【解説】

第29条は、この条例の目的である市民自治の実現のために必要な、市政運営に関する基本的な考え方を定めています。

- (1) 市政運営において最も基本的であり、地方自治法に地方公共団体の役割として定められている「市民福祉の増進」と、市民自治の基本である「市民の意見の反映」を改めて定めています。
- (2) 業務を行うに当たっては、最も基本となる誰に対しても公平公正であることを前提とし、行政サービスに関する情報を公開することで、手続きをより分かりやすく明確にすることが求められます。
- (3) コスト意識を持ち効率的、効果的な市政運営を行うことが求められます。
- (4) 各地域が持っている資源を有効活用し、効果的な市政運営を行うよう規定しています。
- (5) 第6条（自然との共生の原則）に基づき、次世代への配慮として持続可能な循環型社会を目指すべきであることを定めています。
- (6) 市政運営については、常に検証を行い、見直していくことが必要であり、計画的に行政改革を行うことを明確にしています。
- (7) 全ての市民にとって分かりやすく、利用しやすい行政制度を整備することを求めています。
- (8) 公共施設や道路、水道などの社会資本はもとより、基金や土地などの金融資産を含む市の財産は、市民の共有の財産であり、次の世代を担う子どもたちに引き継いでいかなければならないものであることを考えて、無駄なく大切に扱わなければならないことを定めています。

関連条例等

- ・ 栃木市行政手続条例

（総合計画）

第30条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、総合計画を定めるものとする。

2 総合計画は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 目指すべき将来の姿を示す基本構想
- (2) 前号の基本構想を具現化するための施策を定めた基本計画
- (3) 前号の基本計画を実現するための事務事業を定めた実施計画

3 前項第1号の基本構想及び同項第2号の基本計画は、議会の議決を経て定めなければならない。

4 市は、総合計画をこの条例の自治の基本理念にのっとり策定し実施するとともに、適切な進行管理及び評価に努めなければならない。

5 市は、総合計画の達成目標、進捗状況及び評価結果を市民に分かりやすく公表しなければならない。

6 市は、総合計画の策定及び見直しに当たっては、市民に意見を求めるとともに、市民の参画を求めなければならない。

【解説】

総合計画は、かつては地方自治法において策定が義務付けられていましたが、平成23年8月1日の地方自治法の改正により、その義務は廃止されています。そのような状況であっても、栃木市としてはまちづくりにおいて総合計画は必要不可欠であるという考えから、第30条（総合計画）を定めており、第1項において、策定根拠を明確にしています。

第2項では、栃木市の総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成することとし、第3項では、総合計画の根幹をなす「基本構想」と「基本計画」については、議会の議決を経て定めることとしています。

第4項では、総合計画の策定においては、第2章（自治の基本理念）において定められている、まちづくりの主体が市民であり、市政は市民の信託に基づくという理念に則ることを規定しています。

第5項は、情報共有の観点から、総合計画に関する定量的な情報を、市民に分かりやすい形で提供しなければならないと定めています。

第6項は、市民自治の観点から市政運営の指針である総合計画の策定、見直しに市民の参画を求めています。

総合計画のイメージ

基本構想（議会の議決が必要）

市の目指すべき将来像と、施策の目標を掲げるもの

基本計画（議会の議決が必要）

基本構想に基づく施策を体系化し、内容を具体的に示すもの

実施計画

基本計画で示された施策を具体化する事務事業を取りまとめたもので、上位施策への貢献度や効果を点検するもの。

（財政運営）

第31条 市は、財政基盤の強化を図り、計画的で健全かつ持続可能な財政運営に努めなければならない。

2 市長は、総合計画に基づいて予算を編成し、これを執行しなければならない。

3 市長は、予算編成の過程を、市民に分かりやすく説明しなければならない。

4 市長は、財政計画、予算の編成、予算の執行、決算の認定、財産の保有状況その他財政状況に関する資料を作成し、毎年度公表するとともに、市民に分かりやすく説明しなければならない。

【解説】

第31条は、財政運営のあり方について定めています。

第1項では、地方財政法第2条で地方財政運営の基本として定められている健全な財政運営に加えて、将来に向けて安定した持続可能な財政運営に努めることを定めています。

第2項では、総合計画は市政運営の指針となるものであることから、予算の編成及び執行に当たっては総合計画に基づき行うことを定めています。

第3項では、普段市民が触れる機会の少ない、予算編成の過程について分かりやすく説明することで、第4項では、財政に関する各種情報を、積極的に市民に対して情報提供していくことで、市民に対して開かれた市政運営を実施していくことを定めています。

関連条例等

- ・ 栃木市財政状況の公表に関する条例

（行政評価）

第32条 市は、政策、施策及び事務事業について、効率的かつ効果的に実施するために行政評価を実施しなければならない。

2 市は、行政評価の結果を総合計画及び個別計画の進行管理並びに予算編成に反映させなければならない。

3 市は、行政評価に当たっては、市民に分かりやすい指標等を用いるよう努めるとともに、その結果を公表しなければならない。

【解説】

栃木市においてはすでに行政評価の一部である「事務事業評価」をすでに実施していますが、第32条ではそれを含む行政評価の実施を市の責務として定めています。

第1項では、事務事業評価を含む各種行政評価を行うこと、第2項では、その結果を、政策等の見直しに反映し、効果的な市政運営を行うことを規定しています。

第3項では、行政評価の透明性を確保し、その効果が判断しやすいように、市民にとって分かりやすい指標等を用い、情報提供していくことを定めています。

○行政評価

行政が行う政策、施策、事務事業について、「市民にとっての効果は何か」、「当初期待したとおりの効果は上がっているか」などという視点から客観的に評価・検証し、結果を事務改善・計画の見直しの判断材料とし、より良い市政運営につなげていく手法。

(外部監査制度)

第33条 市は、適正で効率的かつ効果的な市政運営を確保するため、法令の定めるところにより、外部監査契約に基づく監査を実施するものとする。

【解説】

第33条は、市で行われている内部監査以外に、第三者による外部監査を行うことで、更に市政運営の透明性、効率性を高めることが可能になるとの考えから定めたものです。

○外部監査

内部組織による監査ではなく その組織とは関係のない第三者による監査の制度。

関連条例等

- ・ 栃木市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例

(行政組織)

第34条 市長等は、その内部組織の編成に当たり、法令に定めるもののほか、次に掲げる事項に十分配慮しなければならない。

- (1) 市民のニーズに的確に対応し、市民にとって分かりやすい組織であること。
- (2) 効率的かつ機能的な組織であるとともに、社会情勢、環境等の変化にも柔軟に対応できる組織であること。
- (3) 市の組織間の相互連携が容易なこと。

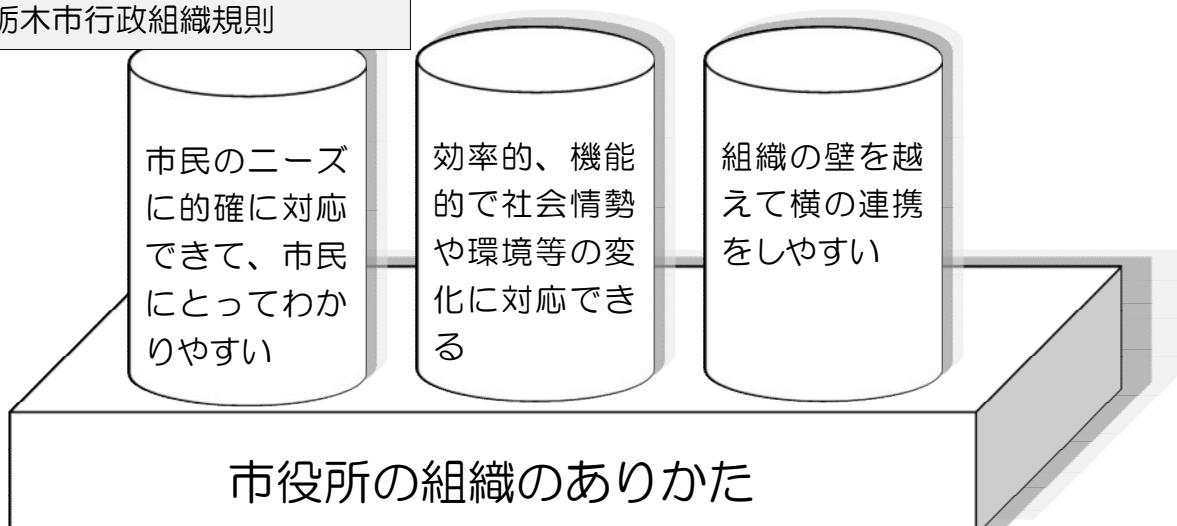
【解説】

第34条は、市の組織のあり方について定めています。

- (1) 市の組織は、まず、市民の要望に的確に対応できること、そして市民にとって分かりやすい組織であることを求めています。
- (2) 市の組織に対して、効率的、機能的、そして社会情勢や環境等の変化に対応できる柔軟性を求めています。
- (3) 市の組織全体としての力を発揮させるため連携がしやすい組織編成を求めています。

関連条例等

- ・ 栃木市部設置条例
- ・ 栃木市行政組織規則



（法務行政）

第 35 条 市は、独自の政策を実現し、又は地域の課題を解決するため、法令の解釈及び運用並びに条例その他の例規の制定、改正又は廃止に積極的に努めなければならない。

【解説】

法務行政については、地方自治法第 2 条第 12 項において、地方公共団体は関係法令を地方自治の本旨と、国と地方公共団体の役割を踏まえて、解釈、運用することと定められています。

法令については、従来は、国の指導や通知に従ってそのまま運用していましたが、現在は多種多様な市民ニーズや行政課題に対応するために、全国一律の国の解釈に従うのではなく、市が責任をもって、実情に合わせた法令解釈を行うことが必要です。また、地方分権改革により、地域の自主性、自立性が求められており、そのための環境も整備されているところです。

これらを踏まえ、第 35 条では、積極的な法令等の学習研究による自主的な法律解釈を推進し、実情にあった条例や規則などを制定、活用することにより、更なる市民ニーズや行政課題への的確な対応を求めています。

○法務行政

条例・規則・要綱等の制定改廃、法令の解釈運用、争訟への対応等。

（行政手続）

第 36 条 市は、処分、行政指導、届出等に関する行政手続に関して、法令及び別に条例で定めるところにより共通の基準を明らかにし、公正の確保、透明性の向上及び手続の迅速化を図らなければならない。

【解説】

第 36 条は、行政手続法、栃木市行政手続条例等に基づき、行政手続の基準を明確にすることで、公正の確保、透明性の向上、手続きの迅速化がなされることを求めています。

関連条例等

・ 栃木市行政手続条例



（職員施策）

- 第 37 条 市長その他の任命権者は、効率的かつ効果的な市政運営を実現するとともに、市職員の人材育成を図るために、市職員の適正な配置を行わなければならない。
- 2 市長その他の任命権者は、市職員の人材育成を図るため、研修制度を充実させるとともに、市職員の自己研さんの機会の提供に努めなければならない。

【解説】

第 37 条は、市職員についての施策のあり方について定めています。

第 1 項では、市長その他の任命権者の責務として、効率的で効果的な市政運営と市職員の人材育成という目的を達成するために、市職員の適材適所の配置を求めています。

第 2 項は、同じく市長その他の任命権者の責務として、市職員の人材育成の環境を整えることで積極的に市職員の資質の向上に努めることを規定しています。

○市長その他の任命権者

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、代表監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会、消防長、公営企業管理者（栃木市の場合は市長）、議長を指す。

（出資団体等）

- 第 38 条 市は、市が出資、補助、事務の委託又は職員の派遣を行っている団体に対して、必要に応じて、当該団体の業務及び財務に関する情報の開示を求めなければならない。
- 2 市は、当該団体に対して、市の出資等の目的が適正かつ効率的、効果的に達成されるよう要請するとともに、必要な支援を行わなければならない。

【解説】

第 38 条は、市が出資等をしている団体に対する市の役割等について定めています。

市が出資等をしている団体は、地域社会の形成や市民活動の支援など、公共的なサービスを展開する重要な機関を指します。

第 1 項では、このような団体の運営の透明性を確保し、出資等の目的が適正に達成されるよう、市は団体の業務や財務の状況を把握するよう努めなければならないことを定めています。

第 2 項では、市は、このような団体が出資等の目的を、効果的、効率的に達成できるように努めなければならないことを定めています。

○事務の委託

自治法第 252 条の 14 の規定に基づく「事務の委託」のことを指す。

（危機管理）

第39条 市は、災害等の緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産を守るため、危機管理体制の強化に努めなければならない。

2 市は、危機管理体制の強化のため、市民、自主防災組織その他関係機関との協力及び連携を図らなければならない。

3 市は、市民による自主防災組織の設立、運営に関して必要な支援を行い、地域の防災力の強化に努めなければならない。

【解説】

東日本大震災や、福島原発事故、関東・東北豪雨など、市民の安全・安心を脅かす事態が生じています。これらのような想定を越える地震、風水害などの自然災害のほか、放射性物質による汚染、大規模な火災や爆発などの事故、感染症や食中毒などの健康危機、情報セキュリティ対策、武力による威嚇や攻撃など、危機管理の対象は多岐にわたっています。そうした緊急時に備え、より強固な危機管理体制の構築を市に求めています。第1項では、まず、災害等に即時に対応できるような、市の総合的な危機管理体制を整備することを求めています。

第2項では、市民、自主防災組織等との協力、連携という横の繋がりを強化し、地域の防災力を活用することで危機管理体制を強化することを定めています。

第3項では、市は、地域防災の要である自主防災組織の設立や運営に関して必要な支援を行い、市民による自主的な地域の防災力の強化に努めなければならないことを定めています。

関連条例等

- ・ 栃木市防災会議条例
- ・ 栃木市地域支え合い活動推進条例
- ・ 栃木市消防団設置条例



（公益通報）

第40条 市職員は、市政の適法かつ公正な運営を妨げ、かつ、市政に対する市民の信頼を損なうような行為のあることを知ったときは、速やかにその事実を公益通報に関する機関に通報しなければならない。

2 市は、法令の定めるところにより、市職員等から行われる公益通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。

【解説】

第40条は、適法かつ公正な市政運営を行い、市民の信頼を損なうことのないように、公益通報（内部告発）について定めています。ここでいう「市政の適法かつ公正な運営を妨げ、かつ、市政に対する市民の信頼を損なうような行為」とは公益通報者保護法で公益通報の対象となる犯罪行為や法令違反行為を指します。

第1項は、公益通報に関する市職員の責務について定めており、事実を速やかに公益通報しなければならないという義務的規定になっています。

第2項は、公益通報を行いやすい環境にするために、公益通報（内部告発）に関する体制の整備と、通報者が不利益を受けないための適切な措置を求めています。

○公益通報

刑法や食品衛生法など国民の生命、身体、財産等の保護に係る法律に規定される犯罪行為や法令違反行為が生じ、又は、正に生じようとしている場合に、そこで働く労働者（パートや派遣も含む。）が、事業者内部や行政機関などに通報すること。

（要望等への対応）

第41条 市は、市民の市政に対する要望、意見、苦情等に対しては、迅速かつ誠実に対応し、市民の権利及び利益の保護に努めなければならない。

【解説】

第41条は、市は、市民からの要望等（要望、提言、意見、苦情等）に対し、迅速かつ誠実に対応することと定めています。

苦情等の対応については行政不服審査法や行政事件訴訟法などの制度が整備されていますが、まずは、窓口等において市職員の適切な対応が求められます。市民からの要望等について、市の組織としての対応を確実なものとしていくために、市職員一人一人の意識改革や市職員のレベルアップが必要となります。

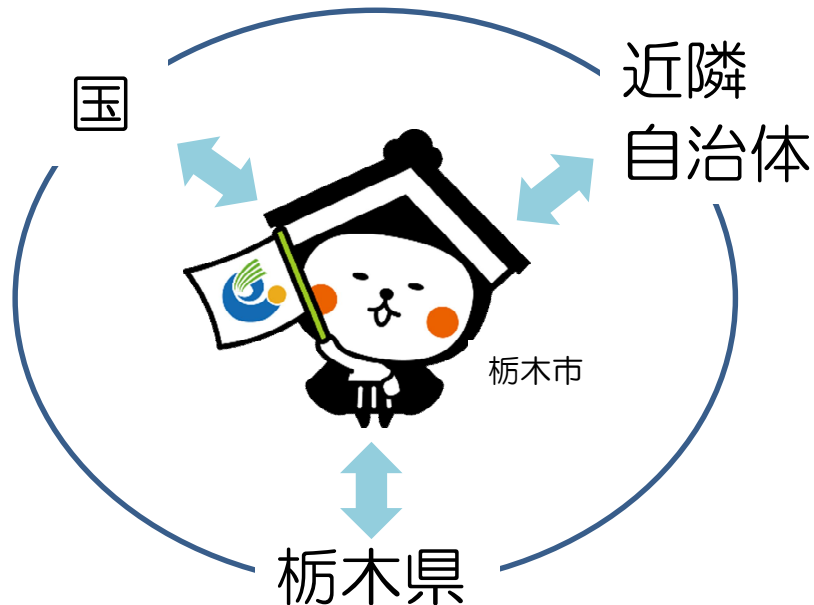


（広域連携）

第42条 市は、近隣自治体、栃木県及び国との連携を積極的に図り、広域的なまちづくりに協力するものとする。

【解説】

第42条は、市としての近隣自治体、県、国との広域連携について定めており、市には市内のまちづくりだけでなく、市外を含む広域的なまちづくりにも協力することが求められます。



（国際交流）

第43条 市は、国際交流の輪を広げ、市民の国際交流活動の支援に努めるものとする。

【解説】

第15条（交流）では、市民に対して様々な活動を通じて積極的に市外の人々と交流を図ることを期待していますが、第43条では、国内に住む外国の人たちや、外国に住む人たちとの交流を市が支援することを定めています。



第10章 条例の見直し等

（市民会議）

第44条 この条例の実効性を高めるとともに適切な運用を図るため、市の附属機関（以下「市民会議」という。）を設置する。

2 市民会議は、市民を中心に構成し、公募による委員を一定数以上含まなければならない。

3 市民会議は、次に掲げる事項について検証し、市長に報告するものとする。

（1）この条例の施行状況等及びこの条例の改善に関する事項

（2）その他市長が必要と認める事項

4 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、報告された事項及び講じた措置について、市民に公表しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、市民会議に必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

第44条では、自治基本条例の施行に当たり、積極的な市民参画を実現するために市民会議について定めています。

第1項では、この条例の施行状況を検証する諮問機関として、市民会議を設置することを定めています。

第2項では、市民会議の構成について規定しており、市民参画を意識し、より市民目線の意見を取り入れられるような構成を求めています。

第3項では、市民会議の検証する対象について規定しており、自治基本条例の施行状況や改善のみに限らず、広く市政運営について検証し、市長に報告することとしています。

第4項では、市長は、市民会議からの報告を市民の直接の意見として重く受け止め、その報告とそれへの市としての対応結果については、広く情報提供することを定めています。

第5項では、市民会議について必要な規定は別に条例で定めることとしており、より詳細な規定は「栃木市市民会議条例」で定めています。

なお、市民会議は市政運営について検証し、市長への報告を行う諮問機関であり、議会のように市政運営に対する議決権を持つ機関ではありません。

関連条例等

- ・ 栃木市市民会議条例



(条例の見直し)

第45条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例の規定を検証し、見直し等必要な措置を講じなければならない。

2 市は、前項の検証及び見直し等に関しては、市民会議のほか、市民の参画の下に行わなければならない。

【解説】

第45条は、この条例が、栃木市のまちづくりや市政運営の基本ルールとして、その役割を十分果たすため、定期的な条例の見直しを行うこととしています。

第1項では、社会情勢の変化に対応するために長くとも5年以内に条例の検証、見直しをしなければならないこととし、その後も同様に5年以内に繰り返し検証、見直しを行うことと定めています。

第2項では、この条例は、市民が中心となり検討をしてきたことから、この条例の検証、見直しなどを行う際も、広く市民の意見を反映させるよう市民参画を求めています。



附 則

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。
(この条例に基づき整備が必要な条例等の整備に関する経過措置)
- 2 この条例の施行に伴い整備が必要な条例等は、この条例の施行の日から 3 年を超えない範囲で制定し、施行するものとする。
(審議会等の委員の公募に関する経過措置)
- 3 この条例の施行の際、現に委員を委嘱している審議会等については、第 27 条第 1 項の規定は、当該審議会等において現に委嘱している委員の任期終了後新たに委嘱する委員から適用する。
(検討)
- 4 市は、第 14 条の趣旨を踏まえ、合併に伴い設置された地域自治区については、恒常的な検証と調整を行い、設置期間経過後においても市民の意向を把握し、まちづくりを推進するより良い仕組みを構築するために、必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和 3 年条例第 64 号)

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年条例第 2 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

【解説】

附則では条例の本則（本文）に付随する必要事項を規定しています。

第 1 項では、この条例の制定から一定の周知期間を設けるため平成 24 年 10 月 1 日から実際に施行することを定めています。

第 2 項では、この条例内で制定を求めている他の条例については、施行日から 3 年以内（平成 27 年 9 月 30 日）までに制定、施行することを定めています。

第 3 項では、施行日以降に委員を委嘱する審議会等については、第 27 条（審議会等）第 1 項の規定に基づいて、公募委員を一定数以上設けることを規定しています。

第 4 項では、合併時から平成 27 年 3 月まで旧町の各地域に設置されていた地域自治区については、第 14 条の趣旨を踏まえ検証と調整を行い、設置期間経過後においてもまちづくりを推進するより良い仕組みを構築するために、必要な措置を講じることとしています。市では市民による身近な地域のまちづくりに関する取り組みを推進するため、平成 26 年 12 月 18 日に「栃木市地域づくり推進条例」を制定しました。

附則（令和 3 年条例第 64 号）は、市民会議による提言を受けて行った条文改正（第 12 条）について、令和 4 年 4 月 1 日から施行することを定めています。

また、附則（令和 5 年条例第 2 号）は、個人情報保護に関する法律が地方自治体に適用されることに伴った条文改正（第 10 条、第 23 条）について、令和 5 年 4 月 1 日から施行することを定めています。

関連条例等

・ 栃木市地域づくり推進条例

・ 付 録

栃木市自治基本条例素案 提言書（H23. 11. 9）

栃木市自治基本条例素案の提言にあたって

栃木市自治基本条例市民会議
委員長 児玉博昭

本格的な分権型社会では、地方自治のあり方はそれぞれの地方自治体が自ら明らかにしなければならない。また、今後のまちづくりや市政運営では、行政だけではなく市民や議会がともに力を合わせて取り組むことが求められる。こうした中、自治体の基本理念や運営の基本ルールを定めた、自治基本条例の制定をめざす動きが各地に広がっている。

栃木市では、合併前の旧栃木市と旧大平町が自治基本条例を制定していた経緯があり、また、1市4町が合併し新市として発足したため、新市にふさわしい基本理念、まちづくりや市政運営に関する共通ルールを改めて定める必要がある。

われわれ栃木市自治基本条例市民会議は、平成22年10月に市長からの委嘱を受け、栃木市のまちづくりや市政運営のあり方について検討を重ね、今般この自治基本条例素案を取りまとめた。

本市民会議は、公募委員、関係団体代表者、市議会議員、市職員の総勢70名からなり、かつ合併前の旧1市4町から幅広く委員が選ばれており、まさに市民・議会・行政が一堂に会し、全地域が一丸となった会議である。

会議の運営にあたっては、単に事務局が用意した素案を追認するのではなく、委員がワークシートを作成して真剣に議論を重ね、議事録を確認しながら丁寧に作業を積み上げた。市民説明会の開催も市民会議の主催で行っており、行政主導ではなく市民主導の運営であったと自負している。

本条例素案は、こうして約1年間にわたり、22回にもおよぶ全体会議と8か所での市民説明会での検討を経たものであり、法令として拙い言い回しはあるかもしれないが、参加した一人一人の地道な努力の結晶である。

条例素案の検討を通じ、行政や議会に対する市民の期待が大きいことをあらためて認識したが、市民がまちづくりや市政運営に参画することの重要性も明らかとなった。この点から、本市民会議では、条例の目的を市民自治の実現とし、まちづくりの主体は市民であり、市政は市民の信託に基づくものであることを基本理念としている。

栃木市におかれては、本市民会議の検討経緯ならびに本条例素案の趣旨を十分にご理解のうえ、本条例の制定に向けてご尽力いただくとともに、本条例が、栃木市における市民自治の要として、将来にわたって活かされることを心から願い、ここに提言する。

なお、この提言にあたり、条例素案に関連した次の3点について特に付言する。

○ 条例素案の条文において詳細を別の条例等に委ねるとした点については、本条例素案の趣旨に則り、本条例制定後、必要な例規を早急に整備し、適切な運用を図られたい。

○ 条例素案第26条の住民投票については、住民からの請求要件を有権者総数の6分の1以上とすべきか、10分の1以上とすべきかで委員の意見が分かれた。

6分の1以上とする意見は、多くの住民の意見を反映するよう一定のハードルを設けるべきとの理由であり、これに対して10分の1以上とする意見は、合併による市域の拡大にあわせ、人口の少ない地域の意見も尊重されるよう要件を緩和すべきとの理由による。

熟議の結果、市民会議としては最終的に10分の1以上と結論づけたが、委員には6分の1以上とする意見も多かったことを申し添える。

○ 条例素案第27条の審議会等については、委員の一定数以上を公募しなければならないとしたが、公募委員の定数等を明記すべきとの意見もあり、委員から具体的な提案もなされた。市民会議としては意見を集約できなかったものの、委員公募の重要性については認識の一致するところであり、委員の公募について具体的なガイドラインを早急に設定するよう要望する。

あわせて、条例素案第44条の条例制定後に設置される自治基本条例市民会議の公募委員の定数等については、本市民会議における公募委員の割合を基礎として設定されたい。

以上

栃木市自治基本条例（案）

前文

わたしたちのまち栃木市は、栃木県の南部に位置し、太平山などの山々から関東平野を望む、緑豊かなまちです。

山々から湧き出る悠久の流れが、豊かな田園を育み、広大な渡良瀬遊水地は数多くの動植物が生息する貴重な自然環境を形成しています。また、県名発祥の地としての歴史を有し、市内各所に蔵などの伝統的な建造物が数多く残り、地域の誇りとして大

切に保存されています。

このまちに住み、働き、学び、活動するわたしたちは、それぞれの個性や立場を尊重し合い、地域のコミュニティや絆を大切にします。そして、地域の魅力や資源を活かしたまちづくりを推進し、活力に満ちて、住みやすく、誰もが未来への希望溢れる栃木市を創っていきたいと考えています。

そのためには、市政の主権者である市民が、まちづくりや市政に積極的に参画し協働することが大切であり、市民の信託を受けた市長や市議会は、その信託の重要さを十分に認識して市政運営に当たる責任があります。

わたしたちは、こうした市民を中心としたまちづくりや市政運営を行うことを「市民自治」と考え、その実現のために、市の最高規範としてこの条例を制定します。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 自治の基本理念（第 4 条）
- 第 3 章 自治の基本原則（第 5 条—第 9 条）
- 第 4 章 市民（第 10 条—第 15 条）
- 第 5 章 議会（第 16 条—第 17 条）
- 第 6 章 執行機関（第 18 条—第 20 条）
- 第 7 章 情報の共有（第 21 条—第 23 条）
- 第 8 章 参画と協働（第 24 条—第 28 条）
- 第 9 章 市政運営（第 29 条—第 43 条）
- 第 10 章 条例の見直し等（第 44 条—第 45 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにし、市民の権利及び責務並びに市長及び議会の権限と責務を明確にするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、協働のまちづくりを推進し、市民自治の実現を図ることを目的とする。

（この条例の位置付け）

第 2 条 この条例は、本市の最高規範であり、市はこの条例に基づいて市政の運営に当たらなければならない。

2 市は、この条例の趣旨に則り、市政の推進に向けた基本的な制度の整備に努めるとともに、条例その他の例規並びに計画及び政策の総合的な体系化に努めなければならない。

3 市民、議員、市長及び行政委員会等並びに市長及び行政委員会等の補助機関である市職員（以下「市職員」という。）は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の市民自治の実現に努めなければならない。

（定義）

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所を置く事業者をいう。
- (2) 事業者 営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を行う団体をいう。

(3) 市 市議会及び市の執行機関を含めた基礎的自治体としての栃木市をいう。

(4) 行政委員会等 教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(5) まちづくり 住みやすく、活力ある地域社会をつくること、又はそのために行われる全ての公共的な活動をいう。

(6) 市政 まちづくりのうち、市民の信託に基づき市が行うものをいう。

(7) 参画 市民が、まちづくり並びに市の政策の立案、実施及び評価の過程に、責任を持って主体的に関与することをいう。

(8) 協働 市民と市が、それぞれの責任及び役割に基づいて、対等な立場で連携協力することをいう。

第 2 章 自治の基本理念

（自治の基本理念）

第 4 条 市民及び市は、次に掲げる理念により、まちづくりを推進するものとする。

- (1) まちづくりは、市民が主体である。
- (2) 市政は、市民の信託に基づくものである。

第 3 章 自治の基本原則

（人権尊重の原則）

第 5 条 市民及び市は、一人一人の基本的人権を尊重しなければならない。

2 市民は、まちづくりにおいて平等であり、お互いにそれぞれの国籍、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的状況等の違いに配慮し、それぞれの立場を尊重しなければならない。

3 市は、まちづくりに当たって、市民の個性及び能力が最大限に発揮できるよう配慮しなければならない。

（自然との共生の原則）

第 6 条 まちづくりは、人と自然との共生を基調として推進しなければならない。

（情報共有の原則）

第 7 条 まちづくりは、市民と市が情報を共有して推進しなければならない。

2 市が保有する情報は、市民と市が共有する財産である。

（参画の原則）

第 8 条 市政は市民の参画が保障されていなければならない。

2 市は、市政に市民の参画を図るための取り組みを積極的に推進しなければならない。

（協働の原則）

第 9 条 まちづくりは、市民と市が協働して推進しなければならない。

第 4 章 市民

（市民の権利）

第 10 条 市民は、次の各号に掲げる権利を有するものとする。

- (1) 個として尊重され、快適な環境で、安全で安心な生活を営む権利

- (2) まちづくり及び市政に参画する権利
- (3) 行政サービスを受ける権利
- (4) 市政に関する情報を知る権利
- (5) 市に対して意見、提案等を表明する権利
- (6) 市に対して、自己の個人情報の開示、訂正、削除等を求める権利
(市民の責務)

第 11 条 市民は、次の各号に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 基本的人権を尊重し、個人としての尊厳を侵さない責務
- (2) 自らがまちづくりの主体であることを自覚し、市民自治を推進する責務
- (3) まちづくり及び市政への参画に関して、責任ある発言及び行動に努める責務
- (4) 次世代に配慮し、持続可能な地域社会の実現に努める責務
- (5) 人と自然との共生を基調としたまちづくりを推進し、自然環境の保全に努める責務
- (6) 市政運営に伴う負担を分かち合う責務
(青少年や子ども)

第 12 条 満 20 歳未満の青少年や子どもは、それぞれの年齢に応じた関わり方でまちづくりに参画する権利を有する。

2 市民及び市は、満 20 歳未満の青少年や子どもが、安全・安心で健やかに育つ環境の整備に努めなければならない。
(事業者の責務)

第 13 条 事業者は、その活動を行うに当たり、自然環境及び生活環境に配慮し、地域との調和を図り、住みやすく、活力ある地域社会の実現に寄与するよう努めなければならない。
(地域自治)

第 14 条 市民は、自主的な意思によって、身近な地域のまちづくりに取り組み、地域自治の推進に努めなければならない。

2 市は、市民による地域自治に関する活動について、その自主性及び自立性を尊重するとともに、必要な支援を行わなければならない。
(交流)

第 15 条 市民は、様々な活動を通じて市外の人々と積極的な交流を図ることが期待され、その経験をまちづくりに活かすよう努めるものとする。

第 5 章 議会

(議会の権限と責務)

第 16 条 議会は、市の重要な意思決定、市政運営に関する監視及び評価、政策の立案等を行う。

2 議会は、その権限を行使するに当たり、市民の意思を適切に反映させなければならない。

3 議会は、市民との情報の共有化を図るとともに、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく説明し、開かれた議会運営に努めなければならない。

4 議会は、全ての会議(委員会及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 100 条第 12 項の規定による協議又は調整を行うための場を含む。)を原則として公開しなければならない。

5 議会は、市民の意見を議会活動に反映させるために、公聴会の開催その他必要な措置を講じなければならない。

6 その他議会に関し必要なことは、別に定める。
(議員の責務)

第 17 条 議員は、市民の信託に応え、法令の定めるところにより公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に努めなければならない。

3 議員は、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会運営に反映させなければならない。

4 その他議員に関し必要なことは、別に定める。

第 6 章 執行機関

(市長)

第 18 条 市長は、市民の信託に応えるため、リーダーシップを発揮するとともに、法令の定めるところにより公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。

2 市長は、この条例の理念に則り、市民自治の実現に努めなければならない。

3 市長は、就任に当たっては、市民自治を実現するために、本市の代表者として公正かつ誠実に職務を遂行することを宣誓しなければならない。

4 その他市長に関し必要なことは、別に定める。
(行政委員会等)

第 19 条 行政委員会等は、その職務に応じて、市長と同様の責務を負い、法令の定めるところにより公正かつ誠実に職務を遂行し、市長及び他の行政委員会等と協力連携して、市政の運営に当たらなければならない。

(市職員)

第 20 条 市職員は、市民全体の奉仕者として、市民自治の実現のために、法令の定めるところにより公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市職員は、職員間の連携を密にし、効率的かつ効果的に職務を遂行しなければならない。

3 市職員は、職務遂行に当たって、必要な知識の習得、創意工夫、技能向上等に努めなければならない。

4 市職員は、自らも地域の一員であることを自覚して、市民の信頼獲得に努めなければならない。

第 7 章 情報の共有

(情報共有)

第 21 条 市は、まちづくり及び市政に関する情報を積極的に公表し、市民に分かりやすく説明しなければならない。

2 市は、まちづくり及び市政に関する情報の共有化を推進するために次の制度の整備に努めなければならない。

(1) 市の情報を分かりやすく提供する制度

(2) 市の会議を公開する制度

(3) 市民の意見、提言等を市政に反映させる制度
(情報公開)

第 22 条 市は、市が保有する情報は、市民と市が共有する財産であるとの認識のもとに、市民に対

する説明責任を果たすために、市が保有する情報を積極的に公開しなければならない。

- 2 前項に定めるものを除くほか、市が保有する情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。
(個人情報保護)

第 23 条 市は、個人情報に関する開示、訂正、削除等を求める権利を保障し、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、市の保有する個人情報の保護に努めなければならない。

- 2 市民は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の保護に配慮しなければならない。

- 3 第 1 項に定めるものを除くほか、市が保有する個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第 8 章 参画と協働

(参画)

第 24 条 市は、この条例に定める市民参画の理念を実現するために、市民がまちづくり及び市政に参画する機会を保障し、参画のための手続きを明確にしなければならない。

- 2 市は、市民がまちづくり又は市政に参画しない又は参画できないことによって、不利益を受けることのないように努めなければならない。

(協働)

第 25 条 市民及び市は、まちづくりを推進するため、協働しなければならない。

- 2 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するために必要な支援を行わなければならない。

(住民投票)

第 26 条 市長は、市政に係る重要事項について、直接住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。

- 2 議員及び市長の選挙権を有する住民の総数の 10 分の 1 以上の連署をもって、市長に対し、住民投票の実施を請求することができる。

- 3 市は前項の規定による請求があったときには、速やかに住民投票を実施しなければならない。

- 4 市は住民投票の結果を尊重しなければならない。

- 5 前各項に定めるもののほか、住民投票の請求及び実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。

(審議会等)

第 27 条 市は、審議会等（法第 138 条の 4 第 3 項に定める附属機関及び任意設置の附属機関）の設置に当たっては、市民の意見をより広く市政に反映させるとともに、市民の参画及び市民と市の協働を推進するため、委員及びその他の構成員（以下「委員等」という。）の一定数以上を公募しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募によらず審議会等の委員等を委嘱することができる。

- (1) 法令の規定により委員等の構成が定められている場合
(2) 認定、判定、推薦等を行うために設置した審議会等で専ら専門性の高い事案又は個人情報等

を取り扱う場合

- 3 市は、審議会等の設置に当たっては、委員等の男女比、年齢構成及び地域構成に配慮しなければならない。

- 4 市は、審議会等の会議については、原則として公開しなければならない。

- 5 第 1 項から第 3 項に定めるもののほか、委員等の公募については、別に定める。

(意見募集)

第 28 条 市は、次に掲げる事項のうち、市民生活に重大な影響を及ぼすものについては、市民に当該事項に関する情報を事前に提供し、意見を求めなければならない。

- (1) 計画の策定、変更又は廃止
(2) 条例の制定、改正又は廃止
(3) 施策の実施、変更又は廃止

- 2 市は、前項の手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する市の考え方を公表し、説明しなければならない。

第 9 章 市政運営

(市政運営の基本)

第 29 条 市は、市政運営に当たり、次の各号に掲げる点に十分配慮しなければならない。

- (1) 市民の福祉の増進に努めるとともに、市民の意見が反映されるよう努めること。
(2) 公平、公正かつ透明性の高い事務執行に努めること。
(3) 最少の経費で最大の効果を上げるよう努めること。
(4) 地域における資源を最大限に活用するよう努めること。
(5) 持続可能な循環型社会を築くよう努めること。
(6) 行政改革の計画的な推進に努めること。
(7) 簡素で分かりやすく、全ての市民が共有できる行政制度の構築に努めること。
(8) 市が保有する財産は、次世代に引き継がれる市民共通の財産であることを認識し、効率的かつ効果的な管理及び活用に努めること。

(総合計画)

第 30 条 市は、総合的かつ計画的な市政の運営を行うため、総合計画を定めるものとする。

- 2 総合計画は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 目指すべき将来の姿を示す基本構想
(2) 前号の基本構想を具現化するための施策を定めた基本計画
(3) 前号の基本計画を実現するための事務事業を定めた実施計画

- 3 前項第 1 号の基本構想及び同第 2 号の基本計画は、議会の議決を経て定めなければならない。

- 4 市は、総合計画をこの条例の理念に則り策定し実施するとともに、適切な進行管理及び評価に努めなければならない。

- 5 市は、総合計画の達成目標、進捗状況及び評価結果を市民に分かりやすく公表しなければならない。

い。

- 6 市は、総合計画の策定及び見直しに当たっては、市民に意見を求めるとともに、市民の参画を求めなければならない。

（財政運営）

- 第31条 市は、財政基盤の強化を図り、計画的で健全かつ持続可能な財政運営に努めなければならない。

- 2 市長は、総合計画に基づいて予算を編成し、これを執行しなければならない。

- 3 市長は、予算編成の過程を、市民に分かりやすく説明しなければならない。

- 4 市長は、財政計画、予算編成、予算執行、決算認定、財産の保有状況、その他財政状況に関する資料を作成し、毎年度公表するとともに、市民に分かりやすく説明しなければならない。

（行政評価）

- 第32条 市は、政策、施策及び事務事業について、効率的かつ効果的に実施するために行政評価を実施しなければならない。

- 2 市は、行政評価の結果を総合計画及び個別計画の進行管理並びに予算編成に反映させなければならない。

- 3 市は、行政評価に当たっては、市民に分かりやすい指標等を用いるよう努めるとともに、その結果を公表しなければならない。

（外部監査制度）

- 第33条 市は、適正で、効果的かつ効率的な市政運営を確保するため、法令の定めるところにより、外部監査契約に基づく監査を実施するものとする。

（行政組織）

- 第34条 市長及び行政委員会等は、その内部組織の編成に当たり、法令の定めるもののほか、次の各号に掲げる事項に十分配慮しなければならない。

- (1) 市民のニーズに的確に対応し、市民にとって分かりやすい組織であること。
- (2) 効率的かつ機能的な組織であるとともに、社会情勢、環境等の変化にも柔軟に対応できる組織であること。
- (3) 市の組織間の相互連携が容易なこと。

（法務行政）

- 第35条 市は、独自の政策を実現し、又は地域の課題を解決するため、法令の解釈及び運用並びに条例、規則等の制定改廃に積極的に努めなければならない。

（行政手続）

- 第36条 市は、処分、行政指導、届出等に関する行政手続に関して、法令及び別に条例で定めるところにより共通の基準を明らかにし、公正の確保、透明性の向上及び手続の迅速化を図らなければならない。

（職員施策）

- 第37条 市長は、効率的かつ効果的な市政運営を実現するとともに、市職員の人材育成を図るために、市職員の適正な配置を行わなければならない。

- 2 市長は、市職員の人材育成を図るために、研修制度を充実させるとともに、市職員の自己研鑽の機会の提供に努めなければならない。

（出資団体等）

- 第38条 市は、市が出資、補助、事務の委託又は職員の派遣を行っている団体に対して、必要に応じて、当該団体の業務及び財務に関する情報の開示を求めなければならない。

- 2 市は、当該団体に対して、市の出資等の目的が効果的かつ効率的に達成するよう要請するとともに、必要な支援を行わなければならない。

（危機管理）

- 第39条 市は、災害等の緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産を守るため、危機管理体制の強化に努めなければならない。

- 2 市は、危機管理体制の強化のため、市民、自主防災組織その他関係機関との協力及び連携を図らなければならない。

- 3 市は、市民による自主防災組織の設立、運営に関して必要な支援を行い、地域の防災力の強化に努めなければならない。

（公益通報）

- 第40条 市職員は、市政の適法かつ公正な運営を妨げ、かつ、市政に対する市民の信頼を損なうような行為のあることを知ったときは、速やかにその事実を公益通報に関する機関に通報しなければならない。

- 2 市は、法令の定めるところにより、市職員等から行われる公益通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。

（要望等への対応）

- 第41条 市は、市民の市政に対する要望、意見、苦情等に対しては、迅速かつ誠実に対応し、市民の権利及び利益の保護に努めなければならない。

（広域連携）

- 第42条 市は、近隣自治体や栃木県、国との連携を積極的に図り、広域的なまちづくりに協力するものとする。

（国際交流）

- 第43条 市は、国際交流の輪を広げ、市民の国際交流活動の支援に努めるものとする。

第10章 条例の見直し等

（市民会議）

- 第44条 この条例の実効性を高めるとともに適切な運用を図るため、栃木市自治基本条例市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

- 2 市民会議は、市民を中心に構成し、公募委員を一定数以上含まなければならない。

- 3 市民会議は、この条例の施行状況等を検証するとともに、この条例の改善等に関する事項について、市長に報告するものとする。

- 4 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、報告された事項及び講じた措置について、市民に公表しなければならない。

- 5 前各項に定めるもののほか、市民会議に必要な事項は、市長が別にこれを定める。

（条例の見直し）

- 第45条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例の規定を検証し、見

- 直し等必要な措置を講じなければならない。
- 2 市は、前項の検証及び見直し等に関しては、市民会議のほか、市民の参画の下に行わなければならない。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。
(検討)
- 2 市は、第 14 条の趣旨を踏まえ、旧大平町、旧藤岡町、旧都賀町、旧西方町に合併に伴い設置された地域自治区については、恒常的な検証と調整を行い、設置期間経過後においても地域の市民の意向を把握し、まちづくりを推進するより良い仕組みを構築するために、必要な措置を講ずるものとする。

第 12 回	//	5 月 25 日
第 13 回	//	6 月 15 日
第 14 回	//	6 月 29 日
第 15 回	//	7 月 12 日
第 16 回	//	7 月 27 日
第 17 回	//	8 月 10 日
第 18 回	//	8 月 24 日
第 19 回	//	9 月 7 日
第 20 回	//	9 月 28 日
第 21 回	//	10 月 26 日
第 22 回	//	11 月 2 日

自治基本条例市民説明会開催状況

平成 23 年 10 月 3 日	(国府公民館)
// 10 月 4 日	(藤岡公民館)
// 10 月 5 日	(大平公民館)
// 10 月 6 日	(吹上公民館)
// 10 月 7 日	(都賀保健センター)
// 10 月 8 日	(市役所正庁)
// 10 月 11 日	(西方公民館)
// 10 月 12 日	(栃木保健福祉センター)

〇策定の経緯

栃木市自治基本条例市民会議は、平成 22 年 10 月 12 日の発足以降、1 年の間、合計で 22 回の会議を重ねてきた。

会議では、まず、旧栃木市、旧大平町において制定されていた自治基本条例の条文を参考にしながら、10 数名で編成されたグループに分かれて条例に盛り込むべき内容について議論を重ねた。

その後、その結果を踏まえて条例骨子を整理し、さらに条文化した内容について素案として検討を重ねた。

本年 9 月に市民会議としての条例素案をとりまとめ、10 月には、市民会議主催の自治基本条例市民説明会を開催した。全 8 回の説明会には合計 237 名の参加があり、様々な意見や質問を受けた。

この市民説明会での意見等に基づいて再度検討を行い、完成させたのがこの栃木市自治基本条例素案である。

市民会議開催状況

第 1 回	平成 22 年 10 月 12 日
第 2 回	// 10 月 27 日
第 3 回	// 11 月 17 日
第 4 回	// 12 月 15 日
第 5 回	平成 23 年 1 月 12 日
第 6 回	// 1 月 26 日
第 7 回	// 2 月 9 日
第 8 回	// 2 月 23 日
第 9 回	// 4 月 13 日
第 10 回	// 4 月 27 日
第 11 回	// 5 月 11 日



栃木市自治基本条例逐条解説書

作成 平成 24 年 9 月

一部改正 平成 30 年 3 月

一部改正 令和 4 年 3 月

一部改正 令和 5 年 5 月

〒328-8686 栃木市万町 9 番 25 号

栃木市 経営管理部 総務人事課 行政法務係

TEL : 0282-21-2342 FAX : 0282-21-2674

E-Mail : soumu@city.tochigi.lg.jp